



海軍占領期南洋群島の法概論

小野, 博司

(Citation)

神戸法學雑誌, 68(3):37-101

(Issue Date)

2018-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81010634>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010634>



神戸法学雑誌第六十八巻第三号二〇一八年十二月

海軍占領期南洋群島の法概論

小野博司

はじめ

近年の、日本近代法制史における研究潮流の一つに、外地法への注目を挙げることができる。「一国法制史」に対する反省から、外地法を取り上げる研究者が増加し、その成果も次々と発表されている。筆者もまた、小論⁽¹⁾を公表してきたが、拙稿も含めて、ほとんどの論考が取り上げてきたのは台湾と朝鮮であり、1914（大正3）年から1945（昭和20）年まで統治下にあった、太平洋上のマリアナ、カロリン、マーシャルの各諸島に所在する623の島（大半は無人島）からなる、「南洋群島」を論じたものはないに等しい。基礎文献ともいえる、外務省条約局法規課編『「外地法制誌」第五部 委任統治領南洋群島（前・

-
- (1) 小沢隆司「若手研究者が読み解く〇〇法（3） 日本法制史」『法と民主主義』第409号（2006年）40～42頁。
 - (2) 既公表の拙稿は、以下の通りである。「帝国日本の行政救済法制」鈴木秀光ほか編『法の流通』（慈学社、2009年）、「植民地台湾における行政救済制度の成立」『神戸法学雑誌』第63巻1号（2013年）、「植民地朝鮮と行政救済制度」『阪大法学』第63巻3・4号（2013年）、「満州国の行政救済法制の性格に関する一試論」『神戸法学雑誌』第64巻1号（2014年）、「台湾弁護士協会（1931-1935）に関する予備的研究」同第64巻2号（2014年）、「東アジア近代法史のための小論」『神戸法学年報』第29号（2015年）。

後編)』(1962～1963年)を除いては、刑事司法に関する永田憲史氏の研究が、⁽³⁾近年の唯一の成果であろう。

1914年8月、政府は、対独宣戦布告を行い、第一次世界大戦に参戦した。ドイツの保護領であった南洋群島に派遣された海軍は、10月までに占領を終え、1922(大正11)年3月まで、占領統治(軍政)⁽⁴⁾を行った(海軍占領期)。

1919(大正8)年5月のパリ講和会議において、「赤道以北ノ独逸領諸島」は、「日本国ノ委任統治トス」ることが決議された。委任統治とは、「戦争ノ結果従前支配シタル国ノ統治ヲ離レタル植民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競争状態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スル」地域に対し、「文明ノ神聖ナル使命」として、「該人民ノ福祉及發達ヲ計ル」ことを、「先進国」に「連盟ニ代リ(中略)行ハシム」ことである(国際連盟規約第22条1項及び2項)。委任の性質は、「人民發達ノ程度、領土ノ地理的地位、経済状況」などにより区別され(同3項)、南洋群島は、「受任国領土ノ構成部分トシテ其ノ国法ノ下ニ施政ヲ行フ」(同6項)、C式委任統治をとることになった。

1922年4月の委任統治の開始にともない、内閣総理大臣(のちに、拓務大臣、

- (3) 永田憲史「南洋群島の刑事司法制度」『関西大学法学論集』第61巻4号(2011年)。
- (4) 本稿では、占領統治(軍政)のうち、占領を維持するための、占領地の安寧保持を目的とする活動を「軍政」、その他の占領地人民支配を目的とする活動を「民政」と呼ぶ。この点に関しては、今泉裕美子「南洋群島委任統治政策の形成」大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地4 統合と支配の論理』(岩波書店、1993年)79頁注(23)をあわせて参照。なお、1918(大正7)年7月の、臨時南洋群島防備隊条例の全部改正にともない、文官が「民政」を担う体制がとられたことを重視し、これ以前を「軍政時代」、これ以降を「民政時代」とする文献もある(永田・同上、外務省編『外地法制誌第10巻 委任統治領南洋群島 前・後編』、文生書院復刻版、ともに1990年)。ただし、これは、占領統治(軍政)下での改革であり、また民政署長は、従来通り分隊長が兼任した〔文官が民政署長に任命されたのは、南洋群島のC式委任統治の受領が決定した1919(大正8)年5月である〕ことから、本稿では、この区分を採用しなかった。

大東亜大臣)の指揮監督を受ける南洋庁が設置された。1933(昭和8)年3月、政府は、国際連盟からの脱退を通告したが〔1935(昭和10)年3月脱退〕、「旧独逸植民地ノ処分権ハ我国ヲ含ム主タル同盟及連合國ニ属シ(中略)委任統治ヲ行フノ権利ハ一九一九年五月七日巴里最高會議ノ決議ニ基キ我国ヲ含ム主タル同盟及連合國ヨリ付与セラレタルモノ⁽⁵⁾」との立場から、南洋群島の統治を継続した。1943(昭和18)年11月、戦局の激化を理由に、予備役海軍中將の細萱戊子郎が、南洋庁長官に任命され、従来の六支庁制(サイパン、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルート)も三支庁制(北部、西部、東部)に改められて、支庁長には海軍軍人が充てられた。南洋群島の統治は、再び海軍が担当するようになり、南洋庁の事務は、事実上停止した⁽⁶⁾(南洋庁統治期)。

本稿では、約30年間の南洋群島統治のうち、1914年から1922年までの、海軍占領期の法の紹介を行う。海軍占領期に対して、海軍が、「この地域を経済的な南方進出の拠点として、政治的、経済的に『日本化』⁽⁷⁾する」という、「明確な方針を醸成しつつ統治を試み、これを民政期に継承しようとした」⁽⁸⁾期間であったという評価を最初に与えたのは、今泉裕美子氏である。確かに、統治の根拠(占領統治、委任統治)、及び主体(海軍、南洋庁)は異なるものの、法に関してもまた、海軍占領期に南洋庁統治期の法の基礎が形作られた。それゆえ、これまで日本近代法制史では取り上げられてこなかった、南洋群島の法を論じる出発点としては、期間は短いものの、まずは海軍占領期を対象とすることが適切であると考ええる。加えて、海軍占領期の法について論じることは、外

-
- (5) 「63(五十一)連盟脱退ト委任統治トノ關係ニ関スル法的根拠」外務省外交史料館所蔵『日支事件ニ関スル交渉経過(連盟及対米關係)第十一卷上(2)』(JACAR:Ref.B02030432600)。本稿での引用にあたっては、旧漢字を新漢字に改めた。
- (6) 春田哲吉『日本の海外植民地統治の終焉』(原書房、1999年)191頁。
- (7) 今泉裕美子「ミクロネシア」『歴史評論』第508号(1992年)46頁。
- (8) 今泉裕美子「日本の軍政期南洋群島(1914-22)」『国際関係学研究』No.17別冊(1990年)3頁。

地法以上に研究の乏しい占領統治（軍政）⁽⁹⁾法について、新たな知見を加えることになるはずである。海軍にとって南洋群島は、はじめて、長期間にわたり占領統治（軍政）を行った地域であった。それゆえ、本稿での試みは、アジア太平洋戦争期に、海軍が占領統治（軍政）を行なった地域⁽¹⁰⁾（ボルネオ、セレベス、モルッケン、小スンダ、ニューギニア、ビスマルク、グアム、海南島など）の法を分析するにあたっての前提作業ともなろう。

本稿は、海軍占領期の南洋群島の法について、以下の2点を明らかにする。1点目は、占領直後に南洋群島の統治を担当した、南遣支隊が制定した法である。管見の限りでは、『外地法制誌』を含む先行研究において、南洋支隊時代の法を紹介したものは見当たらない。確かに、南遣支隊が編成されていた期間（1914年9月～12月）は短い、この間にも、実効性はともかく、南洋群島統治のための法が制定されていた。このうち本稿では、「軍政」法と、パラオ諸島とヤップ島を統治した第二南遣支隊が制定した「民政」法を紹介する。2点目は、臨時南洋群島防備隊（1914年12月～1922年3月）が、「民政」のために制定した法（民政令）の一覧を示すことである。これにより、占領統治期の南洋群島において、いかなる法が制定されていたのかを概観することが可能になろう。また、裁判に関する民政令については、その内容を説明し、裁判の実態

(9) 筆者は以前、アジア太平洋戦争期に、陸軍の占領統治（軍政）下に置かれた香港の法について紹介したことがある（「香港軍政法序説」『神戸法学雑誌』第67巻1号、2017年）。

(10) アジア太平洋戦争期の海軍占領統治（軍政）については、太田弘毅氏の一連の研究（「海軍南方占領行政の機構系統の変遷」『日本歴史』第344号、1977年、「海軍南方占領地行政に従事せし文官」『日本歴史』第369号、1979年、「海軍セレベス民政部の軍政」『南方文化』第7号、1980年、「ニューブリテン民政部の統治」『政治経済史学』第219号、1984年、「ニューギニアにおける海軍民政機関」『政治経済史学』第223号、1985年、「北ボルネオの日本軍政組織」『政治経済史学』第258号、1987年、「グアム民政部について（1、2）」『政治経済史学』第314号、同第315号、ともに1992年）、及び樋口和佳子氏のグアム軍政に関する研究（Wakako Higuchi, *The Japanese administration of Guam, 1941-1944*. Mcfarland, 2013）がある。

を示す資料もいくつか紹介する。

本稿の構成は以下の通りである。まず、第1章において、海軍占領期の統治機関である南遣支隊と臨時南洋群島防備隊の組織を紹介する。この期間には、占領地人民の支配のための活動である「民政」の担い手が、武官から文官へと変化したが（「武官による『民政』」から、「文官による『民政』」へ）、初代南洋庁長官の手塚敏郎をはじめ、彼らはまた、南洋庁統治期初期の行政活動（民政）の担い手ともなった⁽¹¹⁾。

第2章では、最初に、南遣支隊司令官が制定した「軍政」法を紹介し、南遣支隊司令官及び臨時南洋群島防備隊司令官（のち民政部長）が制定した「民政」法を紹介する。つづいて、民政令中の裁判に関する法と、その下での裁判の実態に関する資料を紹介する。南洋群島統治に関する資料の残存状況は、他の外地と比較しても良くなく、本稿も特に新資料を用いていない。用いた資料は、主にアジア歴史資料センターで公開されている防衛省防衛研究所所蔵の文書で

- (11) 1922年7月1日現在の南洋庁幹部と、その前官をまとめたのが、以下の表である。ほぼ全員が、臨時南洋群島防備隊の出身者であった。

官（職）	氏 名	前官（職）
南洋庁長官	手塚敏郎	海軍事務官(臨時南洋群島防備隊民政部長)
南洋庁内務部長	古橋直	海軍事務官(臨時南洋群島防備隊民政部附事務官)
南洋庁財務部長兼拓殖部長	堀口満貞	海軍事務官(臨時南洋群島防備隊民政部附事務官)
南洋庁警視(内務部警務課長)	門田喜四郎	
南洋庁事務官(会計課長兼予算課長)	林亮	樺太庁属
南洋庁技師(財務部土木課長)	大富達平	海軍技師(臨時南洋群島防備隊民政部附技官)
南洋庁技師(拓殖部産業課長)	江口光雄	海軍技師(臨時南洋群島防備隊民政部附技官)
南洋庁事務官(サイパン支庁長)	和地良作	海軍事務官(パラオ民政署長)
南洋庁事務官(パラオ支庁長)	藤崎供義	海軍事務官
南洋庁事務官(ヤップ支庁長)	鎌田悌次郎	海軍書記生(臨時南洋群島防備隊民政部附書記生)
南洋庁事務官(ボナベ支庁長)	光川基道	海軍事務官
南洋庁事務官(ヤルート支庁長)	堀口一雄	海軍書記生(臨時南洋群島防備隊民政部書記生)
南洋庁法院判事(高等法院長)	松野祐裔	司法省参事官

あり、また、先学の業績に多くを負っている点とあわせて、習作の域を出ないものであることを予めおことわりしておく。

第1章 南遣支隊と臨時南洋群島防備隊

第1節 南遣支隊

1914（大正3）年8月23日、政府は対独宣戦布告を行い、第一次世界大戦に参戦した。9月14日、シュペー艦隊が南洋群島を根拠地としているとの判断を固めた海軍は、鞍馬、筑波、浅間、及び第十六駆逐隊からなる南遣支隊（司令官：山屋他人中将）を、「南洋群島ヲ根拠トシ通商破壊ヲ試ミントスル独逸艦隊ニ対シ南方海面ニ於テ策応スル目的」⁽¹²⁾をもって横須賀から進発させた。さらに22日には、薩摩、矢矧、平戸からなる第二南遣支隊（司令官：土山哲三少将→松村龍雄少将）が編成され、従来の南遣支隊は、第一南遣支隊に改称された（第一艦隊法令第22号）⁽¹³⁾。第一・第二南遣支隊が派遣された南洋群島のうち、マーシャル諸島は、1885年にドイツの保護領となり、カロリン、マリアナの両諸島は、米西戦争後の1899年に、ドイツがスペインから2,500万ポセタ（1,700万マルク）で購入したものである（グアムは、アメリカに割譲）⁽¹⁴⁾。これらの地域は、その後、ドイツ領ニューギニアの行政下に組み込まれ、「ドイツ帝国太平洋保護領（Deutsche Schutzgebiete in der Südsee）」⁽¹⁵⁾の一部を構成した。

10月2日、閣議において、「日本軍占領下ノ南洋群島ハ一時占領トスルヤ永久占領トスルヤ」が話し合われ、「永久占領」（領有）を主張する八代六郎海軍大臣に対し、加藤高明外相が「一時占領」を唱えて、大隈重信首相がこれに同

(12) 「第3戦隊、南遣支隊、第1南遣支隊戦時日誌 大正3年8月23日～9月30日」（9月14日記事）（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年 第1南遣支隊戦時日誌』、JACAR：Ref.C10080595400）。

(13) 「第2南遣支隊戦時日誌 大正3年9月分」（9月22日記事）（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年 第2南遣支隊戦時日誌』、JACAR：Ref.C10080123900）。

(14) 栗原久定『ドイツ植民地研究』（パブリブ、2018年）321～323頁。

(15) 同上、325頁。

意を与えた。ただし、加藤外相も領有を否定したのではなく、「事態ハ今後時局ノ推移ニ顧ミテ講究決定スル事モ要シ（中略）故ニ今回該諸島ノ占領ハ差当リー時ノモノトナシ之ヲ永久占領トナスヘキヤ否ヤハ戦後諸問題解決ノ際ヲ俟テ決定スヘキモノトス」⁽¹⁶⁾という、戦後処理に任せるべきという立場であった。政府は、それまで対外関係、とりわけ海上交通路が遮断されるアメリカとの関係を考慮し、南洋群島の占領を認めない方針であったが、海軍の意見を採用し、これを翻したのである。

同日、海軍は、軍令部長の名をもって、第一南遣支隊の山屋他人司令官に、「Marshall Is. 東 Caroline Is. 方面ニ索敵行動中其ノ任務遂行ヲ有効ナラシムル為速ニ Jaluit 「クサカ」 Strong 島及 Ponapi I. 其ノ他必要地点ヲ占領シ之ニ守備隊ヲ置クヘシ」⁽¹⁷⁾（大海令第30号）との訓令を、また、第二南遣支隊の松村龍雄司令官に、「Palao Is. 及西 Caroline Is. ノ西地ヲ占領シ守備兵ヲ置クヘシ」⁽¹⁸⁾（同第31号）との訓令を下した。さらに、6日には、横須賀鎮守府司令長官の伊地知季珍中將に、「軍艦香取ヲシテ第一南遣支隊ト通信連絡ニ任スルト同時ニサイパン「Saipan」島ヲ占領シ之ニ守備兵ヲ置カシムヘシ」⁽¹⁹⁾（同第32号）との訓令を与えた。南洋諸島の占領は、海軍（上層部の一部）⁽²⁰⁾の強い要望をいれて行わ

(16) 「日本軍占領下ノ南洋群島ハ一時占領トスルヤ永久占領トスルヤニ関スル件」外務省編『日本外交文書 大正3年 第3冊』（1966年）666頁。

(17) 「横須賀鎮守府第3回戦時日誌 大正3年10月（1）」（10月2日記事）（防衛省防衛研究所所蔵『自10月至12月（大正3年）横須賀鎮守府 戦時日誌2 3回—5回』、JACAR：Ref.C10080219600）。

(18) 同上。

(19) 「横須賀鎮守府第3回戦時日誌 大正3年10月（2）」（10月6日記事）（防衛省防衛研究所所蔵『自10月至12月（大正3年）横須賀鎮守府 戦時日誌2 3回—5回』、JACAR：Ref.C10080219700）。

(20) 我部政明氏は、八代海相は占領に慎重であったが、秋山真之軍務局長や井上良馨元帥が占領に積極的であったと指摘する（我部政明「日本のマイクロネシア占領と「南進」(1)」『法学研究』第55巻7号、1982年、82頁）。第二南遣支隊司令官の松村龍雄も、八代海相、鈴木貫太郎次官は占領に否定的であったが、秋山軍務局長は積極的であったと証言している（「第二南遣支隊の行動—南洋群

れたが、実は、海軍は、「南洋群島そのものに経済的価値はない⁽²¹⁾」と考えていた。海軍に占領を決意させたのは、「国防圏、特に対米国防圏拡大の願望であり、造船業の強化、商船隊の充実、貿易振興等海軍力の増強に連なる南進政策推進への願望」であり、さらに平間洋一氏は、「シーメンス事件で失墜した威信を、南進によって回復し、増師問題で対立する陸軍に対する優位を確保し、陸軍の『大陸発展論（北進論）』から『海洋発展論（南進論）』へと、国民の目を転じさせたいとの願望」であったと推測している⁽²²⁾。

命令を受けた第一・第二南遣支隊は、10月3日のヤルート島を皮切りに、次々とドイツ保護領を占領していった。その経過をまとめたのが、【表 I】である。海軍は、10月14日のサイパン占領をもって南洋群島の占領を終えた。

【表 I】南洋群島占領の経過⁽²³⁾

占領年月日	占領地	占領部隊	守備隊
10月 3日	ヤルート島	第一南遣支隊	鞍馬乗員
10月 5日	クサイ島		浅間乗員
10月 7日	ポナベ島		筑波乗員
	ヤップ島	第二南遣支隊	鞍馬乗員
10月 8日	パラオ島		矢矧乗員
10月 9日	アンガウル島		矢矧乗員 → 薩摩乗員
10月12日	トラック島	第一南遣支隊	鞍馬乗員
10月14日	サイパン島	香取	香取乗員

島占領とヤップ島事件— 藤田定市編『戦袍余薫 懐旧録』第3輯上、世界大戦之巻、有終会、1928年、127-131頁。

(21) 今泉・前掲「ミクロネシア」、45頁。

(22) 平間洋一「海軍史的に見た南進の一断面」『政治経済史学』250号（1987年）95頁。

(23) 「第5章 軍事占領並に守備／第1節 総説（附図）／第2目 軍事占領経過」（防衛省防衛研究所所蔵『太平洋方面戦記 第5編』、JACAR：Ref.C14120058400）をもとに作成。

10月10日、大海令第35号訓令により、横須賀鎮守府と佐世保鎮守府の両司令官に特別陸戦隊の進発が、そして、第一・第二南遣支隊の両司令官に、「⁽²⁴⁾軍事的占領ヲ行ヘル要地」に特別陸戦隊を配備することが命ぜられた。また同日、特別陸戦隊編制表が定められた（内令第265条）。これをもとに特別陸戦隊の編制をまとめたのが、【表Ⅱ】である。

【表Ⅱ】特別陸戦隊編制⁽²⁵⁾

隊名	編制日	配備地	所属	所管	指揮官
第一特別陸戦隊	10月8日	サイパン	第一南遣支隊	横須賀鎮守府	尾崎貴信（大尉）
第二特別陸戦隊		トラック			近藤直方（少佐）
第三特別陸戦隊		ポナペ			永野永三（少佐）
第四特別陸戦隊		クサイ			遠山彦次（大尉）
第五特別陸戦隊		ヤルート			立川常次（少佐）
第六特別陸戦隊		パラオ	第二南遣支隊	佐世保鎮守府	万代納次郎（大尉）

サイパン島占領の翌日、10月15日、八代海相は、特別陸戦隊指揮官に訓令を⁽²⁶⁾発した。主たる内容は、①「仁政」を行い「土人」を「懐柔」し、「我ヲ敬愛セシムル」こと（第4項）。②第2回万国平和会議採択の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（Convention respecting the Laws and Customs of War on Land）〔1911（明治44）年11月批准、1912（明治45）年公布〕、及び同条約付属書「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則（Regulations respecting the Laws and Customs of War on Land）」を遵守すること⁽²⁷⁾（第5項）。特に、占領地の法令慣行の尊重、

(24) 「横須賀鎮守府第3回戦時日誌 大正3年10月（3）」（10月10日記事）（防衛省防衛研究所所蔵『自10月至12月（大正3年）横須賀鎮守府 戦時日誌2 3回—5回』、JACAR：Ref.C10080219800）。

(25) 前掲「第5章 軍事占領並に守備／第1節 総説（附図）／第2目 軍事占領経過」掲載の「特別陸戦隊編制表」及び「戦略要点占領及守備隊交代一覧表」をもとに作成。

(26) 「施設経営1（1）」（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類 巻16 南洋群島関係1 施設経営1』、JACAR：Ref.C10128130400）。

(27) 政府の方針である「一時占領」の法的根拠となったのは、同規則第43条（「国

個人の私有財産の尊重、徴税等は、在来の例によること（第6項）。③「行政実施」は、在来の官吏に当たらせること（第7項）。④「諸群島ニ於ケル我利権ノ扶植ヲ図ル」ために、現地滞在の臣民を保護することである（第10項）。

第四 占領中ハ群島内ノ民心ヲ鎮撫シ各其ノ業ニ安ムセシムヘシ我軍ニ反抗スル者又ハ我軍ニ対シテ不利ヲ計ル者アルトキハ嚴ニ之ヲ処罰スヘキハ勿論ナルモ特ニ土人ニ対シテハ其ノ習俗ヲ重ムシ其ノ信仰ヲ傷ケス施療其ノ他適宜ノ手段ヲ採リ仁政ヲ行ヒテ之ヲ懷柔シ我ヲ敬愛セシムルコトニ注意スヘシ

第五 占領中ノ其ノ隊ノ行動ニ付テハ明治四十年十月十八日第二回平和會議ニ於テ議定シタル陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約及其ノ付屬書ノ規定ニ依ルヘシ但シ條約付屬書中第四十四條ノ規定ハ之ヲ適用スルノ限ニ在ラス

第六、前項ノ適用ニ関シテ左ノ諸号ニ掲クル事項ニハ特ニ注意スベシ。

- (一) 成ルベク占領地ノ現行法令慣行ヲ尊重シ、軍事上差支ナキ限ハ在来ノ慣例ニ依ルベシ。
- (二) 個人ノ私有財産ハ之ヲ尊重シ、出来得ルダケ其所属ヲ明ニスルコトニ努ムベシ。
- (三) 租税等ノ取立ハ成ルベク在来ノ例ニ依リ、以テ行政費ノ支弁ニ充ツヘシ。但シ軍事上已ムヲ得ザルノ必要アルトキハ之ヲ使用シ又ハ其他取立金等ヲ課スルコトヲ得

第七、行政実施ニ當リテ軍事上差支ナキトキハ成ルベク在来ノ相当ナル官吏ヲシテ予メ誠実事ニ當ル旨ヲ宣誓セシメタル上、其官ノ監督ノ下ニ従事セシムルヲ便トスベシ。尤モ在来ノ官吏ニシテ之ヲ拒ムトキハ便宜在留人中名望アル者ヲ指定スルニ妨ナシ。

の権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絶対的ノ支障ナキ限り占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ) である。

第一〇、帝国臣民ノ現ニ在留スル者将来渡航スルモノニシテ正當ノ業ニ従事スルモノハ成ルベク之ヲ保護シ、以テ諸群島ニ於ケル我利權ノ扶植ヲ図ルト同時ニ、若帝国臣民中不心得ノ者アリテ外人及土人ニ対シ不法行為、殊ニ其生命、私有財産ヲ侵害スル等ノ行為ヲ行フコトアルトキハ、嚴ニ之ヲ取締ルコトニ注意スベシ

実際に各陸戦隊が配備されたのは、10月末から11月中旬にかけてである。配備された特別陸戦隊は、早速、統治のための制度づくりに着手した。第二南遣支隊では、1914年11月6日に、以下の第二南遣支隊占領地軍政民政規程（第二南遣支隊法令第9号）⁽²⁸⁾が制定された。

第1条①パラウ島ゴロールニ第六特別陸戦隊、アンガウル島ニ矢矧ヨリノ守備隊、ヤツプ島ヤツプニ薩摩ヨリノ守備隊ヲ置ク

②当隊限り総テ之ヲ守備隊ト称ス

第2条 当隊占領地ノ軍政区ヲ左ノ通り分割ス

- 一、パラウ、パラウ群島一円（但シアンガウルヲ除ク）
- 二、アンガウル、アンガウル島一円
- 三、ヤツプ ヤツプ島一円

第3条 各守備隊指揮官ハ其ノ軍政区ノ軍政ヲ管理シ軍律軍罰ノ維持執行ニ任ス

第5条 当隊占領地ノ民政区ヲ左ノ通り分割ス

- 一、パラウ パラウ群島一円（アンガウルヲ含ム）
- 二、ヤツプ ヤツプ島一円

第6条 パラウ守備隊指揮官ハパラウ民政区、ヤツプ守備隊指揮官ハヤツプ民政区ノ民政ヲ監督ス

(28) 「第2南遣支隊 法令」(防衛研究所所蔵『第1南遣支隊 法令 日令 公報 告示綴』、JACAR : Ref.C10080123200)。第一南遣支隊において同様の規程が存在したのかは不明である。

第7条①各行政区ニ民政部長ヲ置キ其ノ守備隊指揮官ノ監督ノ下ニ民政ニ関スル事務一切ヲ管掌ス

②民政部長ハ司令官之ヲ命ス

第9条①各行政区ニ民政評議員若干名ヲ置キ重要ナル民政上ノ事項ニ関シテ守備隊指揮官若クハ民政部長ノ諮詢ニ応セシム又要スルトキハ其命ニヨリ民政ノ一部ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

②民政評議員ハ司令官ノ承認ヲ経テ守備隊指揮官之ヲ命ス但シ無報酬トシ且自己ノ情願ニヨリ辞任ヲ許サス

同規程によりパラオ群島（アウンガル島を除く）、アウンガル島、ヤップ島に軍政区が設けられ（第2条）、各軍政区守備隊の司令官が、軍律軍罰の維持・執行にあたる「軍政」を管理することとされた（第3条）。同時に、パラオ群島（アウンガル島を含む）とヤップ島に行政区が設けられ（第5条）、守備隊指揮官の監督の下に、「民政」に関する事務一切を管掌する民政部長が置かれた（第7条）。パラオ民政部長には、南鳥島を「発見」した人物として知られ、「南洋方面ノ事情ニ通スル」⁽³⁰⁾者として第二南遣支隊に同行していた水谷新六が任命された⁽³¹⁾。また、行政区には、民政部長とともに、「民政」に関する重要な事項について、指揮官若しくは民政部長の諮詢に応じ、又は事務の一部を分掌する民政評議員（若干名）が置かれた（第9条1項）。ただし、民政評議員は無給で、

(29) 横山源之助「無人島発見成功者水谷新六君の半生」立花雄一編『横山源之助全集』第8巻（法政大学出版局、2005年）。

(30) 前掲「第2南遣支隊戦時日誌 大正3年9月分」（9月28日記事）。「大正三年わが海軍が南洋群島に行動を起しパラオを占領するに当り、帝国軍艦の水先に立つて同島マラカル島へ嚮導の重大任務を果たしたのは誰あらうわが水谷新六であったと伝えられる」（竹下源之介「南洋開拓の先駆者 水谷新六のこと」『海運報国』第4巻5号、1944年、7頁）、また、長谷川亮一『地図から消えた島々—幻の日本領と南洋探検家たち—』（吉川弘文館、2011年）228頁も併せて参照。

(31) 「第2南遣支隊 公報」（防衛省防衛研究所所蔵『第1南遣支隊 法令 日令 公報 告示綴』、JACAR：Ref.C10080123300）。

自己都合での辞任は認められなかった（同2項）。ヤップ民政区では、11月18日付でアルフレッド・スコット、柴田定一郎、広瀬幸二、八田新一郎（南洋貿易⁽³²⁾）が民政評議員に任命され、21日の評議員会では「刑令」が議定された⁽³³⁾。

また、パラオ民政区でも、11月8日付で、加藤末吉（南洋貿易）、宮下重一郎（同）、中名生九吉（恒信社）、竹内作次郎（同）が民政評議員に任命され、9日から24日にかけて、4回の民政評議会が開催された⁽³⁴⁾。第1回民政評議会では、「独逸政庁土人統治政大綱ニ基キ守備隊民政準則」が「議」された。このパラウ民政区民政準則は、11月28日に、「民政刑令」などとともに布令された（以下の条文中の□は脱字、■は判読不明文字）。今泉裕美子氏は、女性酋長を廃止しすべて男子とする（第5条）、酋長の伝統的な継承を認めつつも任命は軍政庁が行う（第3条、第4条）といった規定は、「軍政庁への政治権力の集中一元化」をはかったものであり、「現地住民を同化し、日本の統治体制に組み込む」、「政治的『日本化』」が目指したものであったと評価している⁽³⁵⁾。民政準則は、その他、「独乙政綱」も参照しつつ、現地住民の親族法や相続法についても規定しており、重要な「民政」法だといえる（第6条に規定されている「巡警」とは、「全島ノ巡回取締命令伝達其ノ他ノ用務」を行う「民政一機関」であり、「最モ伶俐ナル壮年者」から選ばれた）。

第1条 パラウ島ニ於ケルニ大酋長及ヒ各村第一第二酋長并ニ下級酋長ノ
存続ヲ認ム

第2条 大酋長ノ継承ハ従前ノ例ニ依ル

(32) 野中正孝『東京外国語学校史—外国語を学んだ人たち—』（不二出版、2008年）412頁。

(33) 「ヤップ分遣隊戦時日誌 大正3年11月17日～12月31日」（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年10月 ヤップ占領関係書類 分遣隊戦時日誌』、JACAR：Ref.C10080208400）。

(34) 「第6特別陸戦隊戦時日誌 大正3年11月分（1）」（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年 第4・5・6特別陸戦隊、戦時日誌』、JACAR：Ref.C10080130900）。

(35) 今泉・前掲「ミクロネシア」、45頁。

- 第3条 各村ノ第一、第二酋長ハ該村落ノ下級酋長ヨリ其候補者ヲ撰挙セシメ守備隊指揮官之レヲ任命ス下級酋長ハ該村落ノ第一第二酋長之レヲ指名シ守備隊指揮官ノ認許可ヲ受クベシ
- 第4条 下級酋長ノ指名ニ當リ第一第二酋長ノ意見一致セサル時ハ守備隊指揮官之ヲ決定ス
- 第5条 酋長ハ総テ男子トシ従前存在セル女酋長ハ廃止ス
- 第6条 守備隊ニ巡警長一名巡警若干名ヲ置ク
- 第7条①大酋長ハ守備隊指導ノ下ニ協議会ヲ組織シ之ニ各村酋長及巡警長ヲ参加セシメ各種事項ノ協議ヲ行フ（以下略）
- 第8条 巡警ハ守備隊ノ命ヲ受ケ島内ノ巡回取締命令ノ伝達害虫区除検査、取調事項ノ捜査其他各種ノ用務ニ服スルモノトス
- 第9条①大酋長ノ免廃止ハ占領軍司令官之ヲ行ヒ各村第一酋長以下各級酋長ハ守備隊指揮官之ヲ免ス
- ②司令官大酋長ヲ免シタルトキハ従来慣例ニ依ラズ任意ニ新ナル大酋長ヲ任命ス
- 第10条 大酋長ヲ免スルハ重大ナル過失アル場合ニ限り瑣々タル過失ハ唯訓戒スルニ止メ其過失事項ヲ記録シ置キ後日該酋長ガ再犯ノ際參考ニ供ス
- 第11条①従来行ハレタル男女「クラブ」ノ之ヲ廃除ス
- ②各村第一酋長ハ下級酋長ト合議ノ上當該村落ノ労働可能青年ヲ共同事業ノ為徴集スルコトヲ得（以下略）
- 第12条 大酋長ハ全島各村労働可能者ニ対シテハ公共事業ノ為メ自己村落ニ対スルト同等ノ課役権ヲ有ス
- 第13条①大酋長ノ為メ其所轄村民ハ特別ノ地所ニ特別役宅ヲ建設スルノ義務ヲ有ス
- ②前項ノ役宅及ヒ宅地ハ後代ノ大酋長之ヲ繼承ス
- 第14条 大酋長ハ右役宅及ヒ宅地ヲ修築スル為メ事故管轄村落労働可能者ヲ一ヶ年二日間使役スルコトヲ得

- 第15条 大酋長及各村ノ第一、第二酋長ハ其管轄区域或ハ自己村落壬民ヲ伝令死者、旅行ノ際ニ於ケル従者等用務ニ使役スルコトヲ得
- 第16条①各村第一酋長ハ当該村民輕罪ヲ犯シタルトキハ其罰トシ道路埠頭ノ修築ニ六日間使役スルノ權ヲ有ス
- ②前項ノ事故ハ悉シク毎月巡回ノ巡警ニ申出ツヘシ
- 第17条 被懲罰者ハ加罰酋長ニ対シ拾馬□以下ノ謝罪金ヲ納付スヘシ（以下略）
- 第18条 巡警ハ毎月巡回ノ際前二条条項ニシテ届出漏ノモノナキヤヲ充分調査スヘシ
- 第19条 各村酋長ハ第十八条ニ依リ徴収セシ謝罪金ノ十分一ヲ大酋長ニ納付スベシ
- 第20条 左ニ列挙スル事項ハ酋長ノ科罰権限ニ属スル輕罪ト見做ス
- 一 酋長ノ發シタル正当ノ命令ヲ遵奉セサル場合
 - 二 酋長ニ対シ礼讓ヲ失ヒ或ハ野卑ノ挙動ヲナシタル場合
 - 三 村落ノ所有物ヲ害ヲ加エタル場合
 - 四 一般ノ風習ニ悖ル行動ヲ敢テセシ場合
 - 五 他人ノ微細ナル物品ヲ窃取セル場合
- 第21条 二個以上ノ村民間ニ起レル鬪争或ハ懲罰事件ハ守備隊指揮官之ヲ判決シ或ハ処決シ毫モ酋長ノ関与ヲ許サス
- 第22条 大酋長及各村第一酋長ノ其処罰命令ヲ遵守セサル者輕罪ヲ為シタル者或ハ自己ノ微罪権限ヲ逸シテ其權利ヲ濫用シタル者アルトキハ之ヲ守備隊ニ申告スルヲ要ス
- 第23条 各酋長ハ自己管轄区域内ニ起レル軍律違反事項及其他一般安寧秩序ヲ害スル事項ヲ探知シ是レヲ守備隊ニ申報シ又特ニ守備隊ヨリ命セラレタル事項ハ迅速着実ニ実行スベシ
- 第24条 総テ酋長襲職者ハ前酋長ニ属スル居宅及ヒ宅地ヲ讓受クル權ナシ
- 第25条 「アガレットツ」カ酋長及ヒ其他ノ土人ニ対シ迷信の行為ヲ為スヲ許サズ

- 第26条 本島ニ移住セルボナペ人、ブルー人、チャムロ及ヒメリール人ハ「パラウ」人ト全ク同一ナル権利義務ヲ有スルモノトス
- 第27条 本隊病室ニ於テ全島民ニ対シ治療ヲ施スニ依リ島民ハ自由ニ治療ヲ願出ルコトヲ得
- 第28条 独人ノ経営ニ係ル教会附属ノ学校ハ之ヲ続行スヘシ（以下略）
- 第29条 土地栽培及下附ニ関スル独乙官憲ノ政綱ハ之ヲ認メ且ツ之ヲ継行ス
- 第30条 島民ノ輸出用プラ製造及漁業ニ精励スルト同時ニ耕作ニ努ム可シ
- 第31条 海彦高瀬貝、真珠貝採取ニ関シテ、従来制限ヲ続行ス
- 第32条①パラオ青年ノ徴税等ニ登記スルト同時ニ独立ノ男子ト見做ス
②前項ノ青年ハ其時ヨリ自己財産ヲ所理スルノ権利ヲ享有ス
- 第33条 パラウノ女子ハ結婚ト同時ニ其家長及ヒ両親ニ対スル絶対服従ノ義務ヲ免シ唯夫ノ命令ノ下ニ立ツ可シ
- 第34条 結婚セントスルモノハ夫妻及ヒ夫ノ属スル村落酋長ノ使用守備隊ニ出願届出デヲ為シ戸籍簿ニ登録ヲ請求スベシ
- 第35条 従来夫ハ妻ヲ娶ル際或ハ初メテ妊娠スルニ及ヒ其両親ニ対シ種々ノ贈与ヲ為セシカ爾後之ヲ全廢シ夫ハ結婚ノ日ヨリ三年後両親ニ対シ二十馬克乃至三十五馬克ヲ一時ニ贈与スルモノトス
- 第36条 独乙政綱ノ新夫婦ニ対スル土地下附及ヒ之ガ監理ニ関スル条項ハ之ヲ認メ且ツ継行ス
- 第37条①組合ハ新夫婦ニシテ其両親ト別居セントスルモノアルトキハ之ガ為メ新夫婦壬地ニ適當ナル住居ノ建築ヲ補助スベシ
但シ其家ヲ相続スベキ長男ハ結婚スルト雖モ両親ノ家ニ留ルベキモノトス（以下略）
- 第38条 妻ハ夫ノ家政ヲ助ケ其子女ノ為メニ配慮スベシ
- 第39条 妻ハ夫ノ外何人ニ対シテモ何等ノ用務ヲ弁スルノ義務ナシ
- 第40条 子女ハ両親ニ属シ従前母ニ属シタル権利ハ総テ之レヲ父ニ属セシム

- 第41条 新夫婦ニ対シ結婚ノ際与ヘラレタル土地栽培ノ余地ナク尚一家ノ生活ニ不十分ナル場合ニ於ケル独乙政綱ノ土地下附ノ条項ハ之レヲ認メ且ツ継行ス
- 第42条 夫婦離婚セントスルトキハ其村落酋長ノ死者ト共ニ守備隊ニ出頭シ届出ツベシ
- 第43条 夫婦間ノ不和甚タシク調和ノ望ミナキモノト認メタル者ハ其夫婦ヲ法律上離婚セシム
- 第44条 前条ノ夫婦間ニ小兒アル時ハ小兒ハ離婚ノ原因ニ関シ毫モ其責ナキモノ或ハ比較的責ノ尠少ナルモノニ従フ
- 第45条 妻若シ離婚ノ原因ニ関シ責ナキ時ハ離婚前其夫ノ為メニ耕作セン芋畑ニ対シテ賠償ヲ要求スル事ヲ得（以下略）
- 第46条 土地芋畑及ヒ家屋ハ長男之ヲ相続シ其他子息ニ対シテハ結婚ニ際シ更ニ新ナル土地家屋及芋畑ヲ与フル事其父母結婚ノ際ニ於ケルト同シ
- 第47条 長男結婚ノ際両親尚生存スル時ハ之レニ対シテ第三拾七条ト同シク新ナル土地ヲ与フ
- 第48条 寡婦ハ其生存中及両ビ結婚スル迄ハ其夫ノ土地及家産ヲ官吏スルノ権ヲ有ス
- 第49条 孤独ニシテ家産及ヒ生活財産ヲ有セサル者ハ最近親戚ノ家ニ有リテ扶養ヲ受クル権利ヲ有ス
- 第50条 戸主カ財産ヲ相続スヘキ子女ヲ有セサル時ハ其村落酋長ノ面前ニテ遺言ヲナシ自己ノ最モ信賴スル者ヲ相続者ニ撰定スルコトヲ得
- 第51条 前条ノ者何等ノ遺言ヲナサスシテ死亡シタル時ハ酋長ハ守備隊指揮官ノ許可ヲ得テ其家屋及ヒ土地ヲ所理ス可シ
- 第52条 動産ハ遺産者ノ意思ニ依ル遺産者生前何等ノ指定ナササル時ハ守備隊指揮官酋長ノ意見ヲ聞キ決定セル親戚ノ所有ニ■ス
- 第53条 養子ヲ為サントスル者ハ守備隊指揮官ノ許諾ヲ受クベシ
- 第54条 財産所有者ハ守備隊指揮官及大酋長ノ許諾ヲ得ルニアレサレバ土

地并畑及家屋ヲ売却賃貸或ハ貸与スルヲ得ス

第55条 贖罪金授受ハ嚴禁ス

第56条 酋長ハ姦通ノ起訴アリタル時ハ其事實ノ取調べ及ヒ犯人捜査等之ヲ行ヒ守備隊ニ届出ツヘシ

第57条 従来本島ニ行ヒタル「アムル」殊ニ「シロイック、エラ、アル」及ヒ女子ノ舞踊等ハ之ヲ嚴禁ス

第58条 前条ノ外特ニ費用ヲ要セス且ツ短時日ノ舞踏及ヒ月夜ノ遊興ハ従前ノ通り差支ナシ（以下略）

第二南遣支隊の統治は、当初、「軍政」と「民政」を区分し、後者は、守備隊指揮官の監督下、民政部長が事務を管掌する体制が作られた。しかし、同月16日に同規程は廃止され、第二南遣支隊占領地軍政行政規程（第二南遣支隊法令第10号⁽³⁶⁾）が制定された。これにより、パラオ群島一円を管理するパラオ軍政区とヤップ島一円を管理するヤップ軍政区が設置され（第2条）、特別陸戦隊指揮官が、「軍政」を管理することが定められた（第3条）。また、新たに制定された同規程では、民政区を改めて、行政区が設けられた（第5条）。行政区の区域は民政区と同じであるが、民政部長は廃止され（民政評議員は維持）、特別陸戦隊指揮官が「民政」も監督することになった（「武官による『民政』」）。

第2節 臨時南洋群島防備隊

1914（大正3）年10月、長崎県理事官の前田多門〔1909（明治42）年東京帝大法卒〕は、海軍省参事官の佐々木英夫〔1911（明治44）年東京帝大法卒〕とともに、「法律顧問」の肩書をもって、「占領地軍政事務ニ関スル顧問」として派遣された⁽³⁷⁾。前田は、1914年12月に八代六郎海軍大臣に提出した意見書に⁽³⁸⁾

(36) 「第2南遣支隊 法令」（防衛研究所所蔵『第1南遣支隊 法令 日令 公報 告示綴』、JACAR : Ref.C10080123200）。

(37) 前掲「施設経営1（1）」。

(38) 「諸情報（5）」（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類

において、武官が「民政」を取り仕切る現状を強く批判し、「民政ニ関スル一切ハ拳ゲテ之ヲ民政官ニ委任スル」ことを主張した。前田は、「民政」事務に関して、内閣若しくは海軍大臣の指揮下に、各陸戦隊指揮官を指揮監督する「上級民政官」を置くという抜本的改革案を唱える一方、それが不可能な場合は、艦隊指揮官の下に、「陸戦隊指揮官」との間の「権限分界」が「明定」された民政官を置くという現実的改革案を提示した。

しかし、第一南遣艦隊の山屋他人司令官が同意したという前田の意見は採用されず、1914年12月28日に、臨時南洋群島防備隊条例（内令第401号）が制定され、トラック島に臨時南洋群島防備隊が設置された（第1条⁽³⁹⁾）。司令官には、第二南遣支隊司令官の松村龍雄が任命された。防備隊は、「南洋ニ於ケル占領地及其ノ附近ノ海岸海面ノ警戒防備竝民政ヲ掌リ」（第2条）、その長たる司令官は、海軍大臣の指揮の下、「軍政」及び「民政」にあたることとされた（第5条3項）。また司令官は、「民政」を行うにあたって必要な命令を発する権限を有した（第21条1項）。【表Ⅲ】では、歴代の司令官についてまとめた。

【表Ⅲ】臨時南洋群島防備隊歴代司令官⁽⁴⁰⁾

氏名	任命年月	階級	前職	後職
松村龍雄	1914年12月	少将	第二南遣支隊司令官	第一戦隊司令官
東郷吉太郎	1915年 8月	少将	第一戦隊司令官	鎮海要港部司令官兼 臨時建築部支部長
吉田増次郎	1916年12月	少将	香取艦長	海軍軍令部出仕
永田泰次郎	1917年12月	少将	横須賀鎮守府参謀長	海軍将官会議議員
野崎小十郎	1919年12月	少将	横須賀鎮守府附	海軍将官会議議員

卷25 南洋群島関係10 諸情報』、JACAR：Ref.C10128145900）。

- (39) ただし、1914年12月30日の「司令部事務所ノ件」（臨南防機密第1号ノ4）により、司令部事務所は「陸上諸設備成ルマテ当分ノ間」は軍艦「磐手」に、そして軍艦「満州」到着後は同艦に置くとされた。
- (40) 作成にあたっては、海軍歴史保存会編『日本海軍史』第9巻〔将官履歴（上）〕、同第10巻〔将官履歴（下）〕（第一法規、1995年）を参照した。

司令官は、海軍大臣の承認を経て民政区を定めるとされ（第20条1項）、同年12月30日の臨南防機密第2号により、サイパン民政区（マリアナ群島一円）、パラオ民政区（西カロリン群島一円）、トラック民政区（東経153度以西の東カロリン諸島一円）、ポナベ民政区（東経153度以东の東カロリン諸島一円）、ヤルート民政区（マーシャル諸島一円）が設定された〔1915（大正4）年4月16日の臨南防機密第36号ノ3により、ヤップ島がパラオ民政区から外され、新たにヤップ民政区が置かれた〕。民政区には、特別陸戦隊をもとにした守備隊が置かれ（同第20条1項）、その長たる分隊長は、司令官の命をうけて、管轄民政区内の警戒及び「民政」を掌理するとされた（第31条）（「武官による『民政』」）。なお、臨時南洋群島防備隊条例には定めはないが、民政実施のために、各民政区には分隊長を長とする軍政庁が置かれた。分隊長は、司令官から「民政」事項の処理を委任されており、そのなかには、「首長ノ任免」、「重大ニ涉ラサル行政処分」、「土人ニ対スル刑罰ノ寛恕減輕」が含まれた（1915年4月11日臨南防第136号）。

1915年2月25日の臨南防第80号で、「当分」の間、「司令部付書記ハ参謀ノ命ヲ承ケ民政ニ関スル事務ニ服」すること、「守備隊付書記並分遣隊付書記ハ守備隊長並分遣隊指揮官ノ命ヲ承ケ民政ニ関スル事務ニ服」することが定められた。3月20日、臨時南洋群島防備隊条例が改正され（内令第74号）、文官の民政事務官が各守備隊に配置されて（第14条ノ2）、「民政ニ関スルコトヲ掌ル」（第31条ノ2）と定められた。1914年12月の条例制定から間もない改正であるため、民政事務官（文官）の配置（登用）は、早くから計画されていたと推測される。ただし、民政事務官は、「分隊長ノ命ヲ承ケ」（第31条ノ2）るとされた。先に見た、前田の現実的改革案よりも後退したものであった。

1915年7月1日に佐藤謙太郎が、8月3日に古橋直が、民政顧問に任命された。また、8月24日には、5名の民政事務官が採用されて、各民政区での勤務を命ぜられた（サイパン＝笠原正二、パラオ＝村上卯助、ヤップ＝中野寅吉、ポナ

ペ＝吉成安任、ヤルト＝澤田重遠⁽⁴¹⁾。なお、民政顧問に任命された佐藤（元阿蘇庁長）と古橋（元打狗税関支庁長）は、いずれも台湾総督府出身者であった。1914年10月24日に、田所広海台湾総督府海軍參謀長から鈴木貫太郎海軍次官に宛てて、「海軍ニテ調査其他ノ為文官ヲ派遣スル場合ニハ台湾距離近キ關係モアリ且当府官吏ニハ従来該地方ノ調査ニ従事シ其任務ニ適スルモノ多キ故当府ヨリ御採用相成様願ヒタシ⁽⁴²⁾」という内田嘉吉台湾総督府民政長官の希望を伝える電報が発せられていることから、佐藤と古橋の採用は、台湾総督府の申し出を受けたものかもしれない。

1916（大正5）年6月の「司令部及各守備隊ニ於ケル民政事務分掌」（臨南防第305号）により、民政顧問及び民政事務官の分掌事項は、「軍医長、軍医官及主計長、主計官ノ分掌ニ属セサル一般民政事項」とされた。野崎小十郎參謀長によれば、「各守備隊ニ於ケル民政事務ニ関シテ（中略）可成全般ニ亘ル民政事務官ヲシテ掌理セシメ」させることが、その目的であった（臨南防第305号ノ2）。5月には、東郷吉太郎司令官が鈴木貫太郎次官に対し、「民情」の状況から、サイパン、ヤップ、ヤルトに関しては守備隊を減員し、「民政事務官ヲシテ専ラ行政ニ任セシメ⁽⁴³⁾」ることを求めており、防備隊内では、このころより、「文官による『民政』」への移行が模索されていたものと見られる。

以上のような経緯のもと、1918（大正7）年7月1日、臨時南洋群島防備隊条例が、全部改正された（内令第208号）。同じく、第一次世界大戦の「戦果」として占領統治（軍政）が実施されていた膠州湾租借地（青島）では、1917年9月に青島守備軍民政部条例が制定され、文官が「民政」を担うようになっていたが、南洋群島でも一年遅れで同様に、「文官による『民政』」の体制がと

(41) 『臨時南洋群島防備隊公報』第27号（1915年8月24日）（防衛省防衛研究所所蔵『大正4年 臨時南洋群島 防備隊公報1』、JACAR：Ref.C10080211600）。

(42) 前掲「施設経営1（1）」。

(43) 「施設経営1止 南洋占領諸島に関する覚書（11）」（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類 巻17 南洋群島関係2 施設経営2止』、JACAR：Ref.C10128132600）。

られることになったのである。【表Ⅳ】では、両条例の「文官による『民政』」に関する規定を掲げておいた。

【表Ⅳ】改正臨時南洋群島防備隊条例

臨時南洋群島防備隊条例（1918年7月）	青島守備軍民政部条例（1917年9月）
第37条 臨時南洋群島防備隊ニ民政部ヲ置ク	第1条 青島守備軍司令部ニ民政部ヲ置ク
第38条①民政部ハ軍事行政ヲ除クノ外行政及司法ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル ②民政部ノ事務ノ分掌ハ之ヲ定ム	第2条①民政部ハ軍事行政ヲ除クノ外行政及司法ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル ③民政部ノ事務ノ分掌ハ青島守備軍司令官之ヲ定ム
第39条 民政部ノ事務ヲ分掌セシムル為民政部ヲ置ク其ノ位置名称及管轄区域ハ海軍大臣ノ承認ヲ経テ司令官之ヲ定ム	第3条 民政部ノ事務ヲ分掌セシムル為民政部ヲ置ク其ノ位置、名称及管轄区域ハ軍司令官之ヲ定ム
第40条 民政部ニ左ノ職員ヲ置ク 民政部長 民政署長 技官 医官 訳官	
第41条 民政部長ハ事務官長ヲ以テ之ニ充ツ司令官ヲ佐ケ民政部ノ事務ヲ掌理ス	
第42条 民政署長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ司令官ノ命ヲ承ケ部内ノ行政及司法事務ヲ管理ス	
第43条 民政署長ハ其ノ管轄区域内ノ安寧ヲ保持スル為必要アル場合ニ於テ事急ナルトキハ直ニ当該守備隊長ニ兵力公使ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ事前速ニ之ヲ司令官ニ報告スヘシ	

今回の条例改正の理由について、小林躋造海軍省高級副官は、以下の談話を

発表している。このなかで語られているのは、占領から時間が経過したことにより、施政の中心が、治安維持から殖産・興業・教育の振興へと移りつつあること、また、能力面とともに、武官幹部には進級に伴う転任が多いため、腰を据えて「民政」を行うことが難しいということであった。

是迄凡て占領地の施設は軍政署で何でも取扱つて来たが然るに占領地の殖産とか興業とか特にあの辺の土民の教育に就てはいかにも吾々軍人の手では少々勝手の違つた工合もあり文官の適切な手でその方面を取扱ふ方が効果があると思つた、又防備隊は仮へば将官が一名とか佐官が二名とか三名とか夫々限定されてあるので一度進級でもすると階級上他方面へ転任せざるを得なくなる夫では土地に対して親しみがなく殖産教育などの方面には連絡もなくなる文官は凡て都合がいいし又此の戦争は何時になつたら平和克復するか先が見えぬから多少永久の設備であらう⁽⁴⁴⁾

ただし、この改革は、直ちには実行されなかった。確かに、民政部長は、改正条例制定日に島根県内務部長の手塚敏郎が任命されたもの⁽⁴⁵⁾、民政署長は、従来通り分隊長が兼任したからである。文官が民政署長に任命されたのは、ドイツが降伏し（1918年11月）、日本のC式委任統治の受任が決定した〔1919（大正8）年5月〕後の1919年5月15日のことであつた（トラック＝高橋牛太郎、

(44) 「南洋占領地の民政部長 武官より文官が好都合」『東京朝日新聞』（1918年7月2日）。同様の指摘は、1918年6月に土屋光金海軍中将が提出した「南洋群島調査報告」でもなされている（「土屋海軍中将一行（1）」、防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類 巻29 南洋群島関係14 諸報告4』、JACAR：Ref.C10128153000）。

(45) 「故手塚敏郎勲章加授ノ件」（国立公文書館所蔵『叙勲裁可書・昭和8年・叙勲巻4・内国人4』、JACAR：Ref.A10113119700）。

(46) 『海軍辞令公報』第229号（1918年7月1日）〔防衛省防衛研究所所蔵『大正7年海軍公報（部外秘）下巻 附 海軍辞令公報』、JACAR：Ref.C12070263000〕。今泉・前掲「日本の軍政期南洋群島統治（1914-22）」、7頁。

サイパン＝岩崎保、パラオ＝和地良作、ヤップ＝笠原正二、ポナペ＝奥山萬次郎、ヤルト＝澤田重遠⁽⁴⁷⁾。このうち笠原と澤田は、1915年8月に民政事務官に採用されて以来、同地で勤務していた人物である。民政署・民政署長の設置により、各分隊から「民政」事務が分離され、担当文官に対する指揮監督権が、分隊長から指揮官に移された。占領直後に、法律顧問の前田多門が唱えた現実的改革案が、ようやくこのとき実現した。この改革は、戦後の南洋群島の領有化にむけての準備のために行われたものであった。

民政部については、1919年5月10日に臨時南洋群島防備隊民政部事務分掌規程が制定され、総務課（秘書係、文書係、庶務係、外事係、学務係、勸業係、土木係）、警務課（警保係、法務係、衛生係）、財務課（主計係、税務係）の3課が置かれた〔1921（大正10）年7月の改正により、土木係は財務課に移管〕。【表V】は、1921年4月1日時点での民政部及び各民政署の事務官の陣容を示したものである。事務官以外に、民政部には30名、トラック民政署には24名、サイパン民政署には28名、パラオ民政署には28名、ヤップ民政署には16名、ポナペ民政署には26名、ヤルト民政署には19名の文官が勤務した。

(47) 「臨時南洋群島防備隊民政部公報（大正8年）（1）」（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類附属15 南洋群島関係14 海軍大臣官房記録』、JACAR：Ref.C10128577900）。

【表V】臨時南洋群島防備隊民政事務官（1921年4月1日現在）⁽⁴⁸⁾

勤務地	官名	氏名	前職	後職
民政部	事務官長	手塚敏郎	島根県内務部長	南洋庁長官
	事務官	古橋直	防備隊司令部民政事務官兼民政顧問	南洋庁内務部長
		堀口満貞	沖縄県警察部長	南洋庁財務部長兼拓殖部長
		トラック民政署	高橋牛太郎	
サイパン民政署		—	—	—
パラオ民政署		和地良作	ポナベ守備隊民政事務官	南洋庁サイパン支庁長
ヤップ民政署		百武泰彦	岩手県下閉伊郡長	
ポナベ民政署		奥山萬次郎	特許局事務官	
ヤルート民政署	—	—	—	

1918年7月の条例改正、1919年5月の民政署長人事によって、南洋群島では、文官が「民政」を行う体制が整ったのであるが、その実態はどうだったのだろうか。その手がかりとなるのが、1921年3月の重光葵外務参事官と郡司喜一外務事務官による『南洋視察二閲スル報告』である。同報告書の中心を占めているのは、1920（大正9）年1月から3月にかけて、現地において軍官民を問わずに行った多数の聞き取りである。

以下に引用したのは、後に南洋庁長官〔1931（昭和6）年10月～11月〕を務めた堀口満貞民政部長代理（海軍事務官）〔1908（明治41）年東京帝大法卒〕の談話である。このなかで堀口は、武官が文官を「圧」し、「民政」に関すること、特に人事関係に関して独断で「事ヲ決シ」、「面白カラサル結果ヲ生シタル時ハ之ヲ民政官ニ押シ付クル」ことが日常的に行われていることなど、武官による「民政」干渉の実態を暴露している。

(48) 『臨時南洋群島防備隊民政部職員名簿』（防衛庁防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類附属17 南洋群島関係16止 海軍大臣官房記録』、JACAR : Ref. C10128579700）をもとに作成。

文武官ノ折合思ハシカラス、司令部側武官ハ常ニ海軍部内ノ文官的ナル主計官其ノ他ノ文官ニ対スルト同様ノ程度ヲ民政官ニモ及ホス、是又不知々々ノ間ニ習慣的ニ文官ヲ圧シ、民政ニ関スルコト殊ニ人事関係ニ付テハ多ク民政官ニ囘ラス、独断ニテ事ヲ決シ、而シテ愈々面白カラサル結果ヲ生シタル時ハ之ヲ民政官ニ押シ付クル如キコト一般ナリ、何事モ一律軍隊的ニ為ス為民政官各個ノ能力ヲ發揮シテ手腕ヲ揮フコト能ハス、自然事務ノ渋滞ヲ来ス、経理会計モ民政官ハ常ニ不利益ノ地位ニ置カル、従テ人員ノ配置等無益ノコト多ク、官吏ノ事務ハ牧民行政ヨリモ寧ろ軍人文官間ノ繁文褥礼的事務ニ没頭スル有様ナリ⁽⁴⁹⁾

民政部や民政署が設置され、文官の民政署長任用が実現しても、武官による「民政」干渉が続いたのは、占領統治（軍政）下にあるという事実とともに、財政制度によるところが大きいと考えられる。南洋群島では、「民政」のための費用は、1915年9月制定の南洋群島民政会計規程により、「租税、手数料其他ノ収納金」より充てることとし（第1条1項）、事務費、徴税費、営繕費、殖産費、警察費、教育費、囚徒費、治療費、救恤費、雑件費を支弁するとされた（第8条）。しかし、その実態は、「民政収入はいずれも僅少であつて、そのため軍⁽⁵⁰⁾事に要する経費はもち論、民政に関する費用もその大半を臨時軍事費で支弁する」という状況であった。それゆえ、「民政」の実施は、臨時軍事費に頼らざるをえなかったのであるが、これについて、文官の民政署長任用が実現する直前の1919年4月に発せられた参謀長通牒（臨南防第62号ノ2）は、「民事部ニ用フル臨時軍事費会計事務ハ主計長之レヲ掌ル」と定めた。堀口のいう、「経理会計モ民政官ハ常ニ不利益ノ地位ニ置カル」とは、おそらく臨時軍事費の配分のことを指していると考えられ、この点において文官は、武官に「生殺与奪

(49) 重光葵・郡司喜一『南洋視察ニ関スル報告』（1921年）16～17頁（外務省外史資料館所蔵『帝国一般官制雑件／南洋庁設置ニ伴フ諸法令草案』、JACAR：Ref.B15100706900）。

(50) 外務省編・前掲『外地法制誌第10巻 委任統治領南洋群島 前編』、291頁。

の権」を握られていたといえる。

ただし、こうした武官批判を口にする文官に対して、武官側にも不満があった。例えば、ヤルート守備隊長の外山豊二は、以下のように厳しい文官批判を行っている。外山いわく、民政署員には「内地ノ喰詰者」が多く、なかには南洋貿易株式会社の「手先」のような者さえいるという。「守備隊ト民政署トノ円満ナル協調ハ望ムヲ得サルヘシ」原因は、民政署員のこうした為体であるというのが彼の言い分であった。

守備隊員ハ在留邦人ニ対シテ超然タル態度ヲ持スルモ、民政署員ハ内地ノ喰詰者多ク、南貿会社ノ手先ニ使ハレ、年報等モ凡テ南貿会社店員ノ調査ニヨルモノニシテ従テ諸種ノ意見等モ南貿会社ノ意見ト見ルヘキモノ多シ民政署員ハ女中ト称シ島民ヲ宿舎ニ引キ入ルル等同シク海軍官吏ニシテ守備隊員ト大ナル差異アリ、到底守備隊ト民政署トノ円満ナル協調ハ望ムヲ得サルヘシ（中略）要スルニ軍人ト非軍人トノ差ハ大ニシテ到底調和シ得ヘカラス⁽⁵¹⁾

これらの証言から、臨時南洋群島防備隊において、武官と文官との間に少なからぬ衝突があり、両者の協力のもとで、南洋群島の占領統治（軍政）が行われていなかったことが窺える。⁽⁵²⁾このような対立が生じるであろうことは、実は、防備隊幹部の間では、予め予想されていた。例えば、1918年7月の臨時南洋群島防備隊条例改正直後の永田泰次郎司令官の訓示（1918年7月25日臨南

(51) 同上、37頁。ただし、榎本重治海軍省参事官は、1918年6月の視察報告書の中で、「相当ノ努力ヲ為シ居レリ然ルニモ拘ハラス成績ノ思ハシカラサルハ一般ノ評判ノ如ク必スシモ民政職員カ無為無能ナル為メノミニハアラス」と述べ、「充分活動ヲ為シ得サルコト」、「方針ノ一定セサルコト」、「事業ノ困難ナルコト」を原因として挙げている（『諸報告1（10）』、防衛省防衛研究所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類 巻26 南洋群島関係11 諸報告1』、JACAR：Ref.C10128149200）。

(52) 今泉・前掲「日本の軍政期南洋群島統治（1914-22）」、8、10頁。

防機密第105号「高等武文官ニ訓示」⁽⁵³⁾では、このことが率直に語られている。

本年七月一日本隊条例ノ改正ト共ニ截然武文官ノ分掌ヲ瞭カニセラルルニ至レリ翻テ植民地統治ノ歴史ニ徴スルニ往々ニシテ文武官其ノ職務権限執行ニ関シ嫉視反目意志ノ疎通ヲ缺キ延テハ土地期間ノ運用ニ蹉跌ヲ来セシコト其ノ事例ニ乏シカラサルモノノ如シ今ヤ本隊ノ官制其ノ過渡期ニ入ラントシ之カ覆轍ヲ繰返スコトアランハ本職ノ憂慮ニ堪ヘサル処ナリ各官須ラク新条例ヲ熟読吟味シ改正ノ精神ヲ愆ラサランコトヲ要ス從ツテ職ヲ本隊ニ奉スル軍人ハ世論ニ惑ハス政事ニ拘ラス専心一意命セラレタル警戒防備ニ任スルト共ニ益々軍事ニ関スル諸研究ヲ遂ケ一朝有事ノ日ニ当リ万遺算ナカランコトヲ期スヘク又民政部職員ハ只管本群島ノ統治牧民富源開発ノ途ヲ講スヘシ

他方、在留臣民からは、文武官の振舞いが、現地における道徳の低下の原因になっているとの声が聞かれた。以下の証言は、日本組合基督教会所属で、ポナペ在住の宣教師田中金造によるものである。田中がトラック群島に上陸したのは1920年2月のことであるから、ここで語られている出来事は、「文官による『民政』」⁽⁵⁴⁾が開始されて以降のことである。田中の証言では、文武官ともに「道徳方面ニ関スル品性下劣」であること、それを告発する者は、「直ニ猛烈ノ蛮行ヲ以テ復讐ヲ受クル」ことについて具体的な状況が語られている。

田中牧師ハ一民政署員以下ノ道徳方面ニ関スル品性下劣ナルコト、特ニ兵士ノ不取締ニシテ夜点検後窃ニ兵舎ヲ出テ酒類ヲ携ヘ所謂島民女子ノ夜襲ヲ行フモノ多ク、為メニ島民ハ其ノ居ヲ暗マスモノ少カラス、現ニ自分宅

(53) 「公報第8号 大正7年7月25日」(防衛省防衛研究所所蔵『大正6年 南洋防備隊公報綴 3』、JACAR : Ref.C10080217000)。

(54) 出岡学「南洋群島統治と宗教—1914～22年の海軍統治期を中心にして—」『史学雑誌』第112巻4号(2003年)61頁。

ノ女子二人ニ対シ兵士等来リ姦セントシタルコトアリ、自分ハ初メ窃盜ト思ヒタル位ナリ、守備隊長ニ其ノ旨ヲ告ケ兵士等ノ腕ニ付ケタル善行証ヲ褫奪セラレタルカ其ノ後之カ為メカ自分ニ送り来レル味噌樽ニ泥ヲ混シ、荷物ヲ海水ニ浸ス等ノ手段ニヨリ復讐ヲ受ケタリ一島民カ兵士竝ニ下級官吏ノ行為ニ付キ訴フル所アラハ直ニ猛烈ノ蛮行ヲ以テ復讐ヲ受クル為恐怖シテ訴フルコト為サス云々⁽⁵⁵⁾

以上のように、重光らの『南洋視察ニ関スル報告』を見る限り、海軍占領期の南洋群島は、「到底守備隊ト民政署トノ円満ナル協調ハ望ムヲ得サルヘシ」状況にあり、さらに、住民から、両者に対する「道徳方面ニ関スル品性下劣」が指摘される状態にあった。海軍は、南洋群島において、はじめて長期にわたり占領統治（軍政）を行ったのであるが、その統治は、秩序をもって行われたとは決していえなかつた。⁽⁵⁶⁾

第2章 海軍占領期の法

第1節 「軍政」法

前章で述べたように、海軍は、占領統治（軍政）の内容を、占領を維持する

-
- (55) 重光・郷司・前掲『南洋視察ニ関スル報告』、67頁。民政署長の奥山萬次郎も、田中の証言が事実であることを認めている（同、58頁）。また、ヤルート在住のアメリカン・ボード所属の宣教師ジェシー・ホッピンも、以下のように同様の「現状」を訴えている。「日本官憲ノ道徳ニ付テハ誠ニ困難アリ、島民ノ婦女子ヲ同居セシムルモノ数多ク（中略）自分ノ監督下ニ在ル附近ノ土民住宅ニ夜襲ヲ試ムル者不尠、之等ヲ民政署ニ届出ツレハ『カルボス』（獄屋）投入ノ返報ヲ受クルヲ以テ島民ハ官憲ヲ恐怖シテ何等ノ申出テヲナサス」（同、46～47頁）。
- (56) 住民からの不満に対し、ついには聞き取りを行っていた重光らが、「軍事占領ノ状態ヲ継続セル間ハ総テ異常ノ行政ヲ行フコト各国共通ニシテ（中略）今後、愈委任統治ノ行政実現スレハ万事好都合ニ運フヘシ」（同上、43頁）と「説得」する場面も見られた。

ための、占領地の安寧保持を目的とする「軍政」と、占領地人民の支配を目的とする「民政」に区分していた。この区分は、法においても維持されており、それゆえ、占領統治（軍政）の存続に関わる「軍政」法が、海軍占領期の南洋群島の法のなかでは、最も重要なものであった。

通常「軍政」法は、占領を維持するための、占領地の安寧保持を阻害する行為、及びそれに対する処罰を定める実体法部分と、そのための審判組織と手続を定める手続法部分からなる。南洋群島では、南遣支隊時代に「軍政」法として、実体法である軍律と、手続法である軍罰処分規則が制定された⁽⁵⁷⁾。2つの法は、1914（大正3）年10月15日に、後述の「軍律ノ適用ニ関シ特別訓令事項」と合わせて、海軍省司法局より、司令官の名をもって発布すべきものとして、各特別陸戦隊指揮官に交付された⁽⁵⁸⁾。11月、2つの法は、第一・第二各南遣支隊司令官の名をもって発布された⁽⁵⁹⁾〔「第二南遣支隊司令官ノ名ヲ以テ軍罰規則、軍罰処分規則（中略）ヲ発布ス」⁽⁶⁰⁾（11月7日）、「山屋司令官ノ名ヲ以テ軍罰規則及軍罰処分規則（土語翻訳）ヲ発布ス」（同17日）〕。

軍律は、「帝国海軍ノ軍事行動ヲ阻害シタル者」（第1条）に対し、「死」を原則とする「軍罰」（第2条）を科すことを主たる内容とする。処罰の対象となる行為（第3条）は、間諜、機密漏洩、捕虜奪取、抗敵、兵器・弾薬・糧食の却掠、往来妨害、飲水汚染、造言飛語、徴発拒否等である。南洋群島で軍律が制定されたのと同時期、臨時青島要港部（1914年11月設置）でもまた、軍罰規則（1914年12月1日）が発布された。青島の軍罰規則でも、軍罰の対象

(57) 前掲「第5章 軍事占領並に守備／第1節 総説（附図）／第2目 軍事占領経過」。

(58) 当時の司法局の陣容は、内田重成（局長）、山田三郎、松岡開、尾畑義郎（以上、局員）であり、これらの人々により、軍律と軍罰処分規則は、起草されたと推測される。

(59) 前掲「第5章 軍事占領並に守備／第1節 総説（附図）／第2目 軍事占領経過」。

(60) 「第5章 軍事占領並に守備／第3節 マリアナ及西カロリン群島の占領並に守備／第3目 パラウ島」同上。

となっている行為は、南洋群島の軍律とほぼ同一である（【表VI】⁽⁶¹⁾）。

【表VI】 第一次世界大戦期の海軍占領地における軍律

南洋群島「軍律」(1914年11月)	青島「軍罰規則」(1914年12月)
第1条 帝国海軍ノ軍事行動ヲ阻害シタル者ハ本令ニ依リ処罰ス。	第1条 帝国海軍ノ軍事行動ヲ阻害シタル者ハ本律ニ依リ処罰ス
第2条 軍罰ヲ定ムルコト左ノ如シ。	第2条 軍罰ヲ定ムルコト左ノ如シ
一 死	一 死
二 監禁	二 監禁
三 追放	三 追放
四 答 <small>(但シ土人ノ外ハ通用セス)</small>	四 答
五 没収	五 没収
六 罰金	六 罰金
第3条 左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死ニ処ス。	第3条 左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ軍罰ニ処ス
一 敵ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵ノ間諜ヲ幫助シ、若クハ之ヲ隠匿スルコト。	一 敵ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵ノ間諜ヲ幫助スルコト。
二 帝国艦隊、軍隊ノ動静、配備其ノ他軍事上ノ機密ヲ敵ニ漏洩スルコト。	二 帝国艦隊軍隊ノ動静配備其ノ他軍事上ノ機密ヲ敵ニ漏洩スルコト
三 俘虜又ハ帝国軍ニ於テ拘禁シタル者ヲ奪取シ、逃走セシメ、又ハ之ヲ隠匿スルコト。	三 帝国艦隊軍隊ニ抗敵シ又ハ所属兵軍人ニ危害ヲ加フルコト
四 帝国艦隊、軍隊ニ抗敵シ又ハ所属兵員ニ危害ヲ加フルコト。	四 俘虜又ハ帝国軍ニ於テ拘禁シタル者ヲ奪取シ逃走セシメ又ハ之ヲ隠匿スルコト
五 艦船兵器、弾薬、糧食其他帝国海軍ノ用ニ供スル物又ハ營造物ヲ却掠、損壊又ハ焼燬スルコト。	五 電信電話ノ機械電柱電線ヲ損壊シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ通信ヲ妨害スルコト
	六 艦船兵器弾薬糧食其ノ他帝国海軍ノ用ニ供スル物又ハ營造物ヲ却掠損壊又ハ焼燬スルコト

(61) 「臨時青島要港部戦時日誌大正3年12月分(2)」(防衛省防衛研究所所蔵『大正3年 臨時青島要港部及知港事、掃海隊、無電、測候所、軍法会議、軍医長戦時日誌』、JACAR: Ref.C10080055100)。

<p>六 水路、陸路、燈台、浮標等ヲ損壞壅塞シ、又ハ其他ノ方法ヲ以テ帝国艦船、軍隊ノ往来ニ危害ヲ加フルコト</p> <p>七 井泉又ハ貯水等ニ毒ヲ投シ、又ハ其他ノ方法ヲ以テ飲用水ヲ有害若クハ不潔ナラシムコト。</p> <p>八 造言飛語其他安寧秩序ヲ害スル行動ヲ為スコト。</p> <p>九 帝国海軍ノ徵發ニ応スルコトヲ拒ミ、又ハ之ヲ妨害スルコト。</p> <p>十 前諸号ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ故ラニ帝国海軍ノ利益ヲ害スルコト。</p>	<p>七 水路陸路燈台浮標等ヲ損壞壅塞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ帝国艦船軍隊ノ往来ノ妨害ヲ生セシムルコト</p> <p>八 河川井泉又ハ貯水等ニ毒ヲ投シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ飲用水ヲ有害又ハ不潔ナラシムコト</p> <p>九 造言飛語其ノ他安寧秩序ヲ害スル行動ヲ為スコト</p> <p>十 帝国海軍ノ徵發ニ応スルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ妨害スルコト</p> <p>十一 前諸号ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ故ラニ帝国海軍ノ利益ヲ害スル行為ヲ為スコト</p>
<p>第4条①前条ノ犯行ハ正犯、教唆者、従犯、既遂、未遂、予備陰謀ヲ問ハズ、同ジク之ヲ処罰ス。但シ情状ニヨリ減等処分スルコトヲ得。</p>	<p>第4条①前条ノ犯行ハ正犯教唆従犯既遂未遂予備陰謀ヲ問ハス同シク之ヲ処罰ス</p>
<p>②死ヲ減等スベキトキハ監禁、追放、没収、答、罰金、中其ノ一ニ処シ、又ハ二以上ヲ併科ス。</p>	<p>②死以外ノ軍罰ハ之ヲ併科スルコトヲ得</p>
<p>第5条 軍令違反者アルコトヲ知りテ之ヲ隠匿シタルモノハ軍令違反者ト同ジク処罰ス。</p>	<p>第6条 軍令違反者タルコトヲ知りテ之ヲ隠匿シタル者ハ軍令違反者ト同シク処罰ス</p>
<p>第6条 軍令違反者ニシテ事發覚前自首シタルトキハ軍罰ヲ免シ、又ハ之ヲ減等ス。</p>	<p>第7条 軍令違反者ニシテ事發覚前ニ自首シタルトキハ軍罰ヲ免スルコトヲ得</p>
<p>第7条 軍事警察又ハ軍政ニ関シ、帝国当該官吏ノ發シタル令達ニ違反シタル者ハ本令第二条ニ規程シタル軍罰<small>(罰)</small>中其一ヲ科シ、又ハ二以上ヲ併科ス。</p>	<p>第7条 ■則其ノ他司令官ノ發スル令達ニ違反シタル者ハ軍罰中<small>(死刑ヲ除ク)</small>其一ヲ科シ又ハ二以上ヲ併科ス</p>
<p>第8条 軍律ニ違背シタル者ハ内外人ヲ問ハズ総テ軍罰処分会議ニ於テ必罰ス</p>	<p>第9条 軍律ニ違背シタル者ハ軍罰処分会議ニ於テ必罰ス</p>

軍罰処分規則は、軍律が定める軍罰を科すための審理機関と手続を定める⁽⁶²⁾。陸戦隊指揮官は、軍律違反者に対する捜査と取り調べを命じ、「有罪ナリト思料スルトキ」は、書類を添えて司令官にこれを具申する（第4、6、8条）。そして、これを受けた司令官が、各陸戦隊に置かれる軍罰処分会議に審理を命じる（第9条）。軍罰処分会議は、指揮官が委員長を、将校同相当官が委員を務め、軍罰処分会議の決定は、司令官の許可を得て委員長の指揮の下、施行される（第3条1項、第11条）。また、軍罰処分規則は、軍罰の内容についても規定する。「死」は、6名の銃手による銃殺（第12条1項、第13条）、「監禁」は、獄舎等への一定期間の屏禁（第16条）、「追放」は、他島への一定期間の移動（第17条）、「笞」は、臀部への100回以内の鞭撻（第18条）と定められた。これについても参考のために、臨時青島要港部で制定された軍罰処分規則⁽⁶³⁾とともに紹介する（【表Ⅶ】）。両法もまた、やはり極めて類似した内容のものであった。

(62) なお第二南遣支隊は、11月8日に日令第3号で、軍罰処分規則に関する以下の規程を定めている。

- 一、第二南遣支隊軍律第二号ニ基キ衛兵ヲシテ「コロール」島ヲ巡羅シ軍律違反者有無ヲ捜査セシム
- 二、場合ニ依リ「コロール」島以外ノ島ニ派遣スルコトアルヘシ
- 三、軍律違反者アルコトヲ知りタルトキハ速ニ守備隊司令官ニ申出ベシ
- 四、軍律違反者逃走又ハ証拠湮滅ノ恐アル時ハ直チニ之ヲ逮捕引致スベシ

(63) 前掲「臨時青島要港部戦時日誌大正3年12月分（2）」。

【表Ⅶ】第一次世界大戦期の海軍占領地における軍罰処分規則

南洋群島「軍罰処分規則」(1914年11月)	青島「軍罰処分規則」(1914年12月)
第1条 陸戦隊ニ軍罰処分ノ会議ヲ設ク。	第1条 青島要港部ニ軍罰処分会議ヲ設ク
第2条 軍罰処分会議ハ委員長一名、委員二人ヲ以テ組織ス。	第2条 軍罰処分会議ハ委員長一人委員二人ヲ以テ組織ス
第3条①委員長ハ陸戦隊指揮官ヲ以テ之ニ充テ、委員ハ將校同相当官ヲ以テ之ニ充ツ。 ②必要アルトキハ准士官下士卒中ヨリ書記ヲ命ズ。	第3条①委員長ハ佐官以上ノ將校ヲ以テ之ニ充テ委員ハ將校同相当官又ハ高等文官ヲ以テ之ニ充ツ 第4条 委員長委員ハ部下職員中ヨリ之ヲ任命ス必要アルトキハ部下判任官ニ軍罰処分会議ノ書記ヲ命ス
第4条 陸戦隊指揮官ハ部下ノ兵員ヲシテ軍律違反者ノ有無ヲ捜査セシムベシ。	第5条 陸戦隊司令及主理ハ部下ノ兵員又ハ職員ヲシテ常ニ軍律違反者ノ有無ヲ捜査セシムヘシ
第5条①何人ヲ問ハズ、軍律違反者アルコトヲ知りタルトキハ、之ヲ陸戦隊指揮官ニ申告スベシ。 ②軍律違反者逃走又ハ証憑湮滅ノ恐アルトキハ直ニ之ヲ逮捕引致スベシ。	第6条 前条ニ掲ケタル兵員又ハ職員ニシテ軍律違反者アルコトヲ知りタルトキハ之ヲ所属長ニ報告スヘシ但シ違反者ニシテ逃走又ハ証憑湮滅ノ虞アルトキハ直ニ之ヲ逮捕又ハ引致スヘシ
第6条 陸戦隊指揮官軍律違反ノ引致ヲ受ケ、又ハ軍律違反者アルコトヲ知りタルトキハ、部下ニ命ジ之ガ取調ヲ為サシムベシ。	第7条①何人ヲ問ハズ軍律違反者アルコトヲ知りタルトキハ之ヲ第五条ニ掲ケタル諸官ニ申告スヘシ但シ違反者ニシテ逃走又ハ証憑湮滅ノ恐アルトキハ直ニ之ヲ逮捕又ハ引致スルコトヲ得
第7条①前条ニヨリ取調ヲ命ゼラレタル者ハ、証憑発見ノ為必要ナリト思料スルトキハ臨検検査差押ヲ為シ又ハ違反者証人関係人ヲ訊問スルコトヲ得。	第8条①第五条ニ掲ケタル諸官ハ報告申告其ノ他ノ事由ニ依リ軍律違反者アルコトヲ知りタルトキハ違反者ヲ訊問スヘシ軍律違反者ノ引致ヲ受ケタル場合亦同シ

<p>②前項ノ処分ヲ為シタルトキハ成 ルベク調書ヲ作り事証トナスベ シ。</p>	<p>②前項ノ諸官ハ証憑発見ノ為メ必 要ナリト思料スルトキハ臨検 査差押ヲ為シ又ハ違反者証人関 係人ヲ訊問スルコトヲ得。 ③前二項ノ処分ヲ為シタルトキハ 調書ヲ作り事証ト為スヘシ</p>
<p>第8条①陸戦隊指揮官前数条ノ取調ヲ終 リ、有罪ナリト思料スルトキハ 一件書類ヲ添ヘ司令官ニ具申ス ヘシ。但シ急ヲ要スルトキハ直 ニ之ヲ軍罰処分会議ニ付スルコ トヲ得。</p> <p>②証憑充分ナラズト思料スルトキ ハ、違反者ヲ釈放シ其旨司令官 ニ報告スベシ。</p>	<p>第9条 前条ノ処分ヲ終リタルトキハ一 件書類ヲ添ヘ司令官へ具申スヘ シ</p>
<p>第9条 軍罰処分会議ハ司令官ヨリ事件 ノ審理ヲ命ゼラレ、又ハ本令第 八条但書ニ依リ事件ヲ受理シタ ルトキハ左ノ処分ヲ為スベシ。</p>	<p>第10条 司令官前条ノ具申ヲ受ケタルト キハ事件ヲ軍罰処分会議ニ交付 シ之ヲ審理セシム</p> <p>第11条 軍罰処分会議ハ司令官ヨリ審理 ヲ命ゼラレタルトキハ左ノ処分 ヲ為スヘシ</p>
<p>一、証憑充分ニシテ他ニ取調ヲ要ス ル事項ナシト思料スルトキハ書 類ニ憑リ直ニ軍罰ヲ決定スベ シ。但シ尚取調ヲ要スル事項ア リト思料スルトキハ、委員一名 ヲ指定シテ、其ノ取調ヲ為サシ メ、軍罰ヲ決定スベシ。</p> <p>二、審理ノ結果証憑充分ナラサルト キハ解放ノ決定ヲナスベシ。</p>	<p>一、証憑充分ニシテ他ニ取調ヲ要ス ル事項ナシト思料スルトキハ書 類ニ依リ直ニ軍罰ヲ決定スヘシ 但シ尚取調ヲ要スル事項アリト 思料スルトキハ委員一名ヲ指定 シテ其ノ取調ヲ為サシメ軍罰ヲ 決定スヘシ</p> <p>二、審理ノ結果証憑充分ナラサルト キハ解放ノ決定ヲ為スヘシ</p>
<p>第10条 軍罰処分会議ノ決定ハ書面ニ記 載スベシ。</p>	<p>第12条 軍罰処分会議ノ決定ハ書面ニ記 載シ司令官ニ具申スヘシ</p> <p>第13条 前条ノ具申アリタルトキハ司令 官ハ決定ノ言渡及執行ヲ命ス</p> <p>第14条 決定ノ言渡ハ軍罰処分会議委員 長委員及書記列席ノ上之ヲ為ス 言渡ヲ為シタルトキハ之ヲ調書 ニ記載スヘシ</p>

<p>第11条 軍罰処分会議ノ決定ハ司令官ノ許可ヲ得テ、委員長其執行ヲ指揮スベシ但シ死ヲ除外、事急ヲ要スルトキハ執行シタル後、事由ヲ付シ司令官ニ報告スベシ。</p>	<p>第15条 決定ノ執行ハ委員長ヨリ指定セラレタル委員一人之ヲ掌ル</p>
<p>第12条①死ハ銃殺トス。 ②銃殺ノ施行ニハ委員一名軍医官一名立会スベシ。</p>	<p>第16条①死ハ銃殺トス ②銃殺ノ施行ニハ委員一人軍医官一人立会ス</p>
<p>第13条 銃殺ハ兵員六名ヲ銃手ト為シ。尉官一名之ガ指揮ニ執行ス。</p>	<p>第17条 銃殺ハ下士卒六名ヲ銃手トシ尉官一名之ヲ指揮執行ス</p>
<p>第14条 銃殺ノ執行ヲ終リタルトキハ委員ヨリ委員長ヲ経テ司令官ニ報告スベシ。</p>	<p>第18条 銃殺ノ執行ヲ終リタルトキハ委員ヨリ委員長ヲ經由シテ司令官ニ報告スヘシ</p>
<p>第15条 遺骸ハ引取人アルトキハ之ヲ下付シ、引取人ナキトキハ官ニ於テ之ヲ相当処理ス可シ。</p>	<p>第19条 遺骸ハ引取人アルトキハ之ヲ下付シ引取人ナキトキハ官ニ於テ之ヲ相当処理スヘシ</p>
<p>第16条 監禁ハ一定ノ期間獄舎其他營造物内ニ屏禁スルモノトス。但シ相当ノ労役ヲ科スルコトヲ得</p>	<p>第20条 監禁ハ一定ノ期間獄舎其ノ他營造物内ニ屏禁スルモノトス但シ相当ノ労役ヲ科スルコトヲ得</p>
<p>第17条 追放ハ一定ノ期間住所地以外ノ他嶋ニ移スモノトス。</p>	<p>第21条 追放ハ一定ノ期間住所地以外ノ地ニ移スモノトス</p>
<p>第18条 笞ハ百回以内トシ、受罰者ノ臀部ヲ鞭撻ス。</p>	<p>第22条 笞ハ百回以内受罰者ノ臀部ヲ鞭撻ス</p>
<p>第19条 没収ハ受罰者ニ属スル財産ノ全部又ハ一部ヲ官没ス</p>	<p>第23条 没収ハ受罰者ニ属スル財産ノ全部又ハ一部ヲ官没ス</p>
<p>第20条 罰金ハ犯情ノ輕重ニ從ヒ、適宜其額ヲ定ム。</p>	<p>第24条 罰金ハ犯罪ノ情状ニ從ヒ適宜其ノ額ヲ定ム</p>
<p>第21条 前二条ニ依リ徴収シタル財物及金錢ハ、委員長ヨリ之ヲ主計官ニ送付シ、収入ノ手續ヲ為サシムベシ。</p>	<p>第25条 第二十條乃至第二十四條ノ軍罰ハ委員ノ指揮ニ從ヒ軍人軍属之ヲ執行スヘシ 第26条 第二十三條及第二十四條ニ依リ徴収シタル財物及金錢ハ委員長ヨリ之ヲ主計官ニ送付シ収入ノ手續ヲ為スヘシ</p>
<p>第22条 軍罰処分会議ノ決定及ヒ施行ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ。</p>	<p>第27条 軍罰処分會議ノ決定言渡及施行ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス</p>

なお、軍律と軍罰処分規則と同時に、以下の「軍律ノ適用ニ関シ特別訓令事項」が制定された。その内容は、海軍軍人、帝国臣民、「土人以外ノ外国人」に対する軍律の適用についてである。軍人に軍律が適用されないこととともに（軍人の犯罪行為は、軍刑法により、軍法会議で処断される⁽⁶⁴⁾）、帝国臣民に軍律を適用する場合は、内地の刑事法令との「権衡ヲ保ツコト」、また、「土人以外ノ外国人」に適用する場合は、「極メテ其適用ヲ慎重ニシ、為ニ国際ノ問題等ヲ惹起セザル」ことに注意が与えられている。そして、もう一点定められているのは、「土人」に対してのみ適用される（軍律第2条4号）、「笞」刑の取扱いである。笞刑は、外地〔台湾（罰金及笞刑処分例）、関東州（関東州罰金及笞刑処分令）、朝鮮（朝鮮笞刑令）〕のみに存在した刑罰⁽⁶⁵⁾であり、南洋群島でも導入されたが、「軍律ノ適用ニ関シ特別訓令事項」は、「土人間ニ其習慣ナキトキハ」は科してはならないと定める。

- 一、帝国海軍軍人ニハ軍律ヲ適用セズ。其所為海軍刑法又ハ其他刑事法令ニ該当スルトキハ、艦隊軍法会議（海軍治刑法第三十三條分遣艦隊司令官ノ設ケル軍法会議）ニ於テ処断スベク、海軍懲罰令ニ該当スルトキハ同令ニ依リ懲罰権限者之ヲ処罰スベキモノトス。
- 一、軍人以外ノ帝国臣民ニシテ同島ニ在ル者ニ対シテハ、軍律ヲ適用スルモ成ルベク帝国刑法其他刑事法令トノ権衡ヲ保ツコトニ注意スベシ。
- 一、土人以外ノ外国人ニシテ同島ニ在ルモノニ対シテハ、軍律ヲ適用を適用スルモ、極メテ其適用ヲ慎重ニシ、為ニ国際ノ問題等ヲ惹起セザル

(64) ただし、軍刑法は一部、非軍人にも適用が予定されている。例えば、1908（明治41）年4月に制定された海軍刑法第2条には、「本法ハ海軍軍人ニ非スト雖左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス」との規定がある。具体的には、「帝国国外ニ於テ罪ヲ犯シタルトキ」（同第3条）にも適用される。適用される罪は、「暴行脅迫ノ罪」、「侮辱ノ罪」の一部、「逃亡ノ罪」の一部、「掠奪ノ罪」、「俘虜ニ関スル罪」、「違令ノ罪」の一部が、これにあたる。

(65) なお、満洲国においても、笞刑の導入は検討されていたようである（利光三津夫「最後の笞刑法案」『法学研究』第75巻4号、2002年）。

様注意スベシ。

一、答ハ土人間ニ其習慣ナキトキハ適宜他ノ罰ヲ以テ、之ニ代フルモノトス。

残念ながら、筆者は、臨時南洋群島防備隊時代に制定された「軍政」法を知らない。ただし、臨時南洋群島防備隊が半年ごとに提出した「防備隊現況概要報告」には、「軍律ニ依リ処分セルモノ皆無ナリ」⁽⁶⁶⁾という記述が見られることから、防備隊の統治下でも、「軍政」法が存在していたことは明らかである。一つの可能性は、1914年12月30日臨南防機密第4号ノ2に、「従前第一南遣支隊司令官及第二南遣支隊司令官ヨリ各特別陸戦隊ヘノ令達ハ条例規則及ヒ本職ノ令達ト抵触セサル限り之ヲ各守備隊同分遣隊ニ襲用セシム」との定めがあることから、南遣支隊時代の軍律と軍罰処分規則（あるいはほぼ同じもの）が、臨時南洋群島防備隊においても使用されていたということである。「防備隊現況概要報告」の記述からみて、南洋群島においては、「軍政」法が用いられることは、ほとんどなかったと考えてよいだろう。

第2節 「民政」法

占領を維持するための、占領地の安寧保持を目的とする「軍政」法に対し、「民政」法は、占領地の人民支配を目的とする法である。「民政」法が主に制定されたのは、臨時南洋群島防備隊時代であるが、占領直後の南遣支隊時代にも、興味深い法が制定されている。

1914（大正3）年11月28日、第六特別陸戦隊統治下のパラオにおいて、パラウ民政区刑令が施行された〔刑令は、同じ第六特別陸戦隊が統治するヤップでも、制定されたようである⁽⁶⁷⁾〕。これまで、「占領当初から（中略）刑事実体

(66) 「防備隊現況概要報告(1)」(防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役戦時書類 巻27 南洋群島関係12 諸報告2』、JACAR : Ref.C10128150100)。

(67) 前掲「ヤップ分遣隊戦時日誌 大正3年11月17日～12月31日」(11月24日記事)。

法の規定の整備は全くと言ってよいほどなされていなかった⁽⁶⁸⁾といわれてきたが、実は、南遣支隊時代に、刑事実体法の整備が行われていたのである。その内容を見てみると、規定の順、内容ともに1907（明治40）年制定の刑法を参照して作成されていることがわかる。ただし、全体的に見て、刑令の方が、刑法に比べて刑罰が軽く設定されている。また、特殊な刑罰として、姦通罪を犯した婦女に対する「斬髪」（第14条2項）が定められている（【表Ⅷ】）。ヤップ島では、姦通に対し斬髪を制裁とし、パラオ諸島でも「ヤップ島に於ける慣習法と大差なき」状況だったので、現地慣習法を採用したものと考えられる。⁽⁶⁹⁾

【表Ⅷ】パラウ民政区刑令と刑法との比較

パラウ民政区刑令	刑法
第1条 本法ハ本島ニ在住スル土人及南洋群島ヨリ移住シタル土人ニ之ヲ適用ス	
第2条 公務員ノ職務執行スルニ当リ之ニ対シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタルモノハ三年以下ノ懲役ニ処ス	第95条①公務員ノ職務ヲ執行スルニ当リ之ニ対シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
第3条 巡警其他ノ吏員ニ対シ金品贈与シテ不実ナル報告ヲ為サンコトヲ要求シ或ハ巡警ノ取調ヘ事項ニ対シテ不実ノ申立ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルモノハ三年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス	
第4条①犯罪者逃走シ又ハ逃走セントシタルモノハ一年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス	第97条 既決、未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ処ス
②前項ノ施行ヲ教唆又ハ幫助シタルモノ亦同シ	第100条①法令ニ因リ拘禁セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給与シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

(68) 永田・前掲「南洋群島の刑事司法制度」、7頁。

(69) 南薫「南洋の新領土」『国際法外交雑誌』第17巻1号（1918年）42、44頁。

<p>第5条 逃走シタル犯人又ハ囚人ヲ隠匿シタルモノモ亦前条ノ例ニ同シ</p>	<p>第103条 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠匿セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス亦前条ノ例ニ同シ</p>
<p>第6条 犯人ヲ庇護スル目的ヲ以テ間諜ノ取調ベニ対シ虚偽ノ申立ヲ為シタルモノ又ハ犯罪ノ証憑ヲ湮滅偽造変造セントシ湮滅偽造変造シタルモノハ一年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス</p>	<p>第104条 他人ノ刑事被告事件ニ関スル証憑ヲ湮滅シ又ハ偽造、変造シ若クハ偽造、変造ノ証憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス</p>
<p>第7条 多数聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ騒擾罪トシ左ノ区分ニ從ツテ処断ス</p> <p>一、首魁ハ五年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>二、他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタルモノハ三年以下ノ懲役ニ処ス</p>	<p>第106条 多数聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ騒擾ノ罪ト為シ左ノ區別ニ從テ処断ス</p> <p>一、首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p> <p>二、他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p>
<p>三、付和随行シタルモノハ五十円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第8条 暴行脅迫ヲ為シ多衆聚合シ当該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受ケ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三年以下ノ懲役ニ処シ其他ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス</p>	<p>三、付和随行シタル者ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第107条 暴行又ハ脅迫ヲ為ス為メ多衆聚合シ当該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其他ノ者ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス</p>
<p>第9条①火ヲ放ツテ住居セル家屋其他ヲ焼毀シタルモノハ十年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>②依リテ人ヲ死ニ致シタルモノハ死刑若クハ無期懲役ニ処ス</p>	<p>第108条 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、艦船若クハ鉞坑ヲ焼毀シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ処ス</p>

<p>第10条①阿片ヲ吸食スル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス ②之ヲ輸入供給シタルモノ同シ</p>	<p>第139条①阿片ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス</p>
<p>第11条 人ヲ刑罰ヲ受ケシメントスル目 のニ依リ虚偽申告ヲ為シタル者 ハ第六条ノ例ニ同シ</p>	<p>第136条 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販売 シ若クハ販売ノ目的ヲ以テ之 ヲ所持シタル者ハ六月以上七 年以下ノ懲役ニ処ス</p>
<p>第12条 公然猥褻ノ行為ヲ為シタルモノ ハ二十円以下ノ罰金ニ処ス</p>	<p>第139条②阿片煙ヲ吸食スル為メ房屋ヲ 給与シテ利ヲ図リタル者ハ六 月以上七年以下ノ懲役ニ処ス</p>
<p>第13条 暴行又ハ脅迫ヲ以テ婦女ヲ姦淫 シタル者ハ二年以上ノ懲役ニ処 ス</p>	<p>第172条 人ヲ刑事又ハ懲戒ノ処分ヲ受 ケシムル目的ヲ以テ虚偽ノ申 告ヲ為シタル者ハ第百六十九 条（三月以上十年以下ノ懲役 …筆者注）ノ例ニ同シ</p>
<p>第14条①有夫ノ婦女ニ通シタル時ハ一年 以下ノ懲役ニ処シ三十馬克ノ罰 金ニ処ス其相姦シタル男子モ亦 同シ</p>	<p>第174条 公然猥褻ノ行為ヲ為シタル者 ハ科料ニ処ス</p>
<p>②前項ノ外其ノ婦女ニ対シテハ斬 髮ヲ付加スルコトアルヘシ</p>	<p>第177条 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以 上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強 姦ノ罪ト為シ二年以上ノ有期 懲役ニ処ス（以下略）</p>
<p>③前二項ノ罪ハ本文ヨリ告訴ヲ待 ツテ之ヲ論ス</p>	<p>第183条①有夫ノ婦姦通シタル時ハ二年 以下ノ懲役ニ処ス其相姦シタ ル者亦同シ</p>
<p>第15条 巡警其他公務員其職權ヲ濫用シ 人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ 又ハ行フヘキ事ヲ妨害シタルト キハ六月以下ノ懲役ニ処ス</p>	<p>③前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待ツテ之ヲ 論ス但シ本夫姦通ヲ縦容シタルトキ ハ告訴ノ効ナシ</p>
	<p>第193条 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシ テ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ 行フ可キ權利ヲ妨害シタルト キハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮 ニ処ス</p>

<p>第16条①公務員其職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シ因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為サザル時ハ三年以下ノ懲役ニ処ス</p>	<p>第197条①公務員又ハ仲裁人其職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為サザルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス</p>
<p>②前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ヲ没収ス若シ其全部又ハ一部ヲ能ハサルトキハ其所有財産ニ付相当価格ヲ追徴ス</p>	<p>②前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス若シ其全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハサルトキハ其価値額ヲ追徴ス</p>
<p>第17条 人ヲ殺シタル者ハ其原因ノ如何ニ從ヒ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス</p>	<p>第199条 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス</p>
<p>第18条 人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス</p>	<p>第204条 人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス</p>
<p>第19条 前条ノ場合ニ於テ助勢シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス</p>	<p>第206条 前二条ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス</p>
<p>第20条 前条ノ罪ハ被害者ノ告訴ヲ待ツテ之ヲ論ス</p>	
<p>第21条 懐胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシメタルトキハ一年以下ノ懲役ニ処ス</p>	<p>第212条 懐胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シメタルトキハ一年以下ノ懲役ニ処ス</p>
<p>第22条 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ一年以下ノ懲役ニ処シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス</p>	<p>第213条 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス</p>
<p>第23条 老者幼者不具者又ハ病者ヲ保護スヘキ責任アルモノ其生存ニ必要ナル保護ヲ与ヘサルモノハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス</p>	<p>第217条 老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アルモノ之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ為サザルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス</p>

<p>第24条 生命身体自由又ハ財産ニ対シ危害ヲ加フヘキ事ヲ以テ人ヲ脅迫シ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フヘキ権利ヲ妨害シタルモノハ一年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ付ス</p>	<p>第223条 生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ危害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ権利ヲ妨害シタル者亦同シ（一年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金…筆者注）</p>
<p>第25条 他人ノ財物ヲ窃取シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス</p>	<p>第235条 他人ノ財物ヲ窃取シタル者ハ窃盗ノ罪ト為シ十年以下ノ懲役ニ処ス</p>
<p>第26条①暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>②依テ人ヲ傷害シタルモノハ五年以下ノ懲役ニ処シ死ニ致シタルモノ死刑又無期懲役ニ処ス</p>	<p>第236条①暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盗ノ罪ト為シ五年以上ノ有期懲役ニ処ス</p> <p>第240条 強盗人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ処ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス</p>
<p>第27条 人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物ヲ略取シタルモノハ三年以下ノ懲役ニ処ス</p>	<p>第246条①人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス</p>
<p>第28条 自己ノ保管スル他人ノ財物ヲ横領シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス</p>	<p>第249条①人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>第252条 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス</p>

1914年12月、南遣支隊に代わり設置された臨時南洋群島防備隊は、「民政」のために制定する法を、「民政令」と名付けた。民政令の根拠は、「司令官ハ民政ニ関シ必要ナル命令ヲ発ス」と定める1914年12月の臨時南洋群島防備隊条例（内令第401号）第21条1項である。ただし、当初は、「民政」に関する法は、「臨南防」の形式で制定された。臨南防は、臨時南洋群島防備隊司令官が発する法であり、組織に関するものや各守備隊長等に向けての命令・訓示が多くを占めるが、そのなかに、「民政」のための法も含まれていたのである。例

えば、臨時南洋群島防備隊における裁判基本法である南洋群島刑事民事裁判令も、1915（大正5）年10月11日に、臨南防（452号）により定められた。

1915年10月16日、臨時南洋群島防備隊民政令公布式（臨時南洋群島防備隊民政令第1号）が制定された。その第1条は、「民政施行ノ必要上臨時南洋群島防備隊司令官ノ發スル命令ハ其ノ南洋群島民政令ナルコトヲ明記シ司令官之ニ署名シ公布ノ年月日ヲ記入シテ之ヲ公布ス」と定め、民政施行のための法を「臨時南洋群島防備隊民政令」の形式で発するとした。これ以降、臨南防のなかには、民政令の内容を具体化するものが見られるようになった。例えば、1915年12月27日の南洋群島小学校規則（民政令第10号）と同時に制定された、「南洋群島小学校職員ノ制」（521号）、「小学校教則並ニ学校編制ニ関スル件」（522号）、「貴隊既設小学校ニ関シ左記事項承知致度ニ付至急取調回答相成度右照会ス」（523号）、「小学校基本財産ニ関スル件」（528号）などが、これにあたる。

1921（大正10）年4月13日、臨時南洋群島防備隊条例（内令第129号）が改正された。この改正により、司令官の命令制定権を定めた第22条〔1918（大正7）年7月の改正で、従来21条1項に定められていた司令官の命令制定権は、第22条に規定された〕が削除され、新たに「民政部長ハ民政ニ関シ必要ナル命令ヲ發ス」（第41条の2）との規定が置かれた。また、12月1日に制定された臨時南洋群島防備隊民政令公布式も、第1条で「臨時南洋群島防備隊民政令及民政署令ハ其ノ臨時南洋群島防備隊令又ハ民政署令ナルコトヲ明記シ民政部長又ハ民政署長各之ニ署名シ公布ノ年月日ヲ記入シ同日之ヲ公布ス」と定めた。民政部長への命令制定権の付与は、すでに占領統治（軍政）から委任統治への移行が決定していたことを背景とした、「制度上ニ於テハ尚司令官ニ従属セサルヲ得サルモ（中略）事実上ニ於テハ海軍大臣直属ノ下ニ独立シテ民政ヲ施行スル⁽⁷⁰⁾」という民政部長の地位の変更に伴う改革であった。

7月15日には、臨時南洋群島防備隊民政部公文例（臨南防民政部訓令第26号）

(70) 「臨時南洋群島防備隊撤退關係1（4）」（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年大正戦役 戦時書類 巻51 南洋群島關係36』、JACAR：Ref.C10128190100）。

が制定され、「民政」に関する令訓の種類が、以下のように定められた(第1条)。

一. 民政令	管内一般又ハ其ノ一部ニ命令スルモノ
二. 告示	管内一般又ハ其ノ一部ニ告示スルモノ
三. 告諭	管内一般又ハ其ノ一部ニ諭示スルモノ
四. 訓令	所属庁又ハ庁内一般ニ命令スルモノ
五. 特別訓令	庁中ノ一部ニ対シ命令シ又ハ所属官吏ニ機密ノ 事項ヲ命令スルモノ
六. 指令	所属庁学校其ノ他各種団体及個人ノ願伺ニ対シ 指揮スルモノ
七. 達	会社組合其ノ他ノ団体又ハ個人ニ令達スルモノ
八. 稟申上申報告	上級官庁ニ対シ申請具状又ハ申報スルモノ
九. 照会回答通牒通知他	官庁部外、上級官庁ノ各部署ノ課長及所属庁ト ノ間ニ照覆又ハ通報スルモノ

【表IX】は、民政令の一覧である。1921年4月に臨時南洋群島防備隊条例が改正される以前の民政令の制定権者は司令官、それ以後のものは民政部長である。約6年間に、62の民政令が制定された。アジア太平洋戦争期の占領地において見られたように、海軍の占領統治(軍政)下に置かれた南洋群島においてもまた、法が、人民支配のために大いに用いられたのである。

【表Ⅸ】 民政令一覽

制定年	制定月日	民政令名
1915年	10月16日	臨時南洋群島防備隊民政令公布式（1号） 南洋群島関税規則（2号） 南洋群島営業税規則（3号） 南洋群島島民人頭税規則（4号） 人頭税規則（5号）
	10月26日	南洋群島銃砲火薬取締規則（6号） 南洋群島銃獵取締規則（7号）
	12月24日	南洋群島貨幣令（8号）
	12月27日	南洋群島関税規則中改正（9号） 南洋群島小学校規則（10号）
1916年	1月15日	南洋群島営業規則（1号）
	1月17日	南洋群島酒類取締規則（2号）
	1月20日	島民ノ土地及島民ト締結スル契約ニ関スル件（3号）
	1月21日	南洋群島渡航船舶及渡航者心得（4号）
	1月22日	南洋群島手数料及出張費用徴収規則（5号）
	1月24日	占領官有財産取扱規則（6号）
	1月28日	軍政庁長ノ発スル命令及罰則（7号）
	3月27日	南洋群島居住者取締規則（8号）
	6月30日	南洋群島警察犯処罰令（9号）
	7月26日	南洋群島関税規則（10号）
	8月1日	南洋群島営業規則（11号） 南洋群島営業税規則改正（12号） 南洋群島鉱業規則（13号） 南洋群島漁業規則（14号）
	9月22日	南洋群島介殻虫駆除予防規則（15号）
	10月20日	南洋群島関税規則中改正（16号）
12月11日	南洋群島酒類取締規則中改正（17号）	

1917年	4月12日	南洋群島関税規則中改正（1号）
	5月1日	南洋群島島民人頭税規則中改正（2号）
		南洋群島関税規則中改正（3号）
	5月5日	南洋群島狩猟取締規則（4号）
	5月18日	南洋群島関税規則中改正（5号）
	6月9日	南洋群島関税規則中改正（6号）
	6月30日	南洋群島酒類取締規則中改正（7号）
	7月1日	占領官有財産取扱規則中改正（8号）
	9月1日	南洋群島船舶取締規則（9号）
南洋群島渡航及居住者取締規則（10号）		
10月1日	南洋群島旌章規程（11号）	
1918年	6月15日	南洋群島島民学校規則（1号）
	7月1日	南洋群島関税規則中改正（2号）
	12月27日	南洋群島移民規則（3号）
1919年	6月7日	南洋群島表彰規程（1号）
	6月9日	南洋群島移民規則中改正（南洋群島出稼人規則）（2号）
		南洋群島刑事民事裁判令中改正（3号）
	6月25日	南洋群島ニ於ケル独逸国等ニ属スル財産管理令（4号）
	7月1日	南洋群島尋常小学校規則（5号）
8月27日	島勢調査規則（6号）	
1920年	4月11日	南洋群島島民人頭税規則ニ依ル「メジュロ」「アルノ」「ミレ」「リキエツ」各島ノ納税ハ大正九年度ニ限り之ヲ免除ス（1号）
	4月20日	南洋群島刑事民事裁判令中改正（2号）
	5月13日	南洋群島関税規則中改正（3号）
	5月14日	対独戦争損害申告令（4号）
	7月8日	独逸国ニ俘虏トナリ損害ヲ受ケタル者ノ申告ノ件（5号）
	9月10日	南洋群島島民学校規則中改正（6号）

1921年	1月7日	南洋群島銃砲火薬類取締規則改正（1号）
	5月16日	南洋群島人頭税規則中改正（2号）
	8月27日	南洋群島尋常小学校規則中改正（3号）
		南洋群島島民学校規則中改正（4号）
		民政職員身上取扱規程中改正（5号）
	9月9日	旅費支給規程中改正（6号）
11月24日	南洋群島酒類取締規則（7号）	
	12月1日	臨時南洋群島防備隊民政令公布式（8号）
1922年	1月7日	南洋群島銃砲火薬取締規則改正（1号）

第3節 裁判の法

南遣支隊の統治期には、数は少ないものの、各特別陸戦隊において裁判が行われた。⁽⁷¹⁾各特別陸戦隊の日誌中の関連記事をまとめたのが【表X】である。

【表X】各特別陸戦隊の日誌中に見られる裁判関係記事

部隊	月日	記事
第一	12月2日	窃盗前科二犯ノ「サモア」人（中略）窃盗罪ニヨリ懲役六ヶ月ニ処ス ⁽⁷²⁾
第三	11月14日	ジョカッス島住民（中略）官有地内ノ甘蔗ヲ窃取セル現行ヲ旧黒人巡査ドクトックニ認メラレ直チニ取捕ヘラレ来庁セルヲ以テ「十二マルキ」ノ判決例ニ依リテ二週間ノ労役ニ服スベキ旨判決ヲ申渡ス ⁽⁷³⁾

(71) 永田・前掲「南洋群島の刑事司法制度」、5頁は、南洋群島刑事民事裁判令制定以前の裁判について、「占領当初は、陸軍刑法（中略）、陸軍軍人軍属等犯罪即決法（中略）、海軍刑法（中略）、海軍軍人軍属等犯罪即決法（中略）などの軍律により、裁判が行なわれていた」と述べる。

(72) 「戦時日誌（第1特別陸戦隊）大正3年12月1日～12月17日」（12月2日記事）（防衛省防衛研究所所蔵『大正3～4年 第1特別陸戦隊戦時日誌 第2特別陸戦隊戦時日誌 第3特別陸戦隊戦時日誌』、JACAR：Ref.C10080174300）。

(73) 「戦時日誌（第3特別陸戦隊）大正3年11月1日～27日」（11月14日記事）（同上）。

第六	11月25日	姦通罪一件判決 ⁽⁷⁴⁾
	11月26日	酋長更迭運動、窃盗、遺産相続二関スル件判決 ⁽⁷⁵⁾
	12月25日	訴訟事件離婚問題放火事件判決 ⁽⁷⁶⁾

臨時南洋群島防備隊が設置されてまもない1915（大正4）年1月9日、南洋占領諸島施政方針⁽⁷⁷⁾（官房機密第20号）が発せられた。そのなかには、以下のよう
に、法と裁判に関する内容も含まれている。まず法についてであるが、民事
に関しては、原住民間、及び原住民と臣民若しくは外国人との間の関係は、専
ら「旧慣」を、それが「明ラカナラサル」ときは、「民情」を参酌して民法及
び法例の規定を準用すること（第3条）、また、臣民と外国人の関係は、民法
及び法例の規定を準用することが定められた（第4条）。そのほか、民事に関
しては、原住民と臣民又は外国人との間の契約は、すべて軍政庁の認可を必要
とし、その登録を効力発生要件とした（第5条）。一方、刑事に関しては、主
として「従来慣行ノ刑律」によるとし、臣民又は外国人の犯罪に対しては、刑
法その他刑事法令の規定を準用するとした（第7条）。

裁判については、原住民に関する事件は、各民政区軍政庁と分遣庁に置かれ
る第一審庁での裁判を第一審かつ終審と定める（第8条）。一方、臣民と外国
人に関する裁判は、二審制とし、臨時南洋群島防備隊司令部に第二審庁を置く
（第9条）。なお裁判官は、第一審庁においては守備隊長若しくは分遣部隊部隊
長、第二審庁においては司令官、参謀、民政顧問が務めるとされた（第10条）。
ちなみにドイツ保護領時代には、三審制が採用されていた⁽⁷⁸⁾。

(74) 前掲「ヤップ分遣隊戦時日誌 大正3年11月17日～12月31日」（11月25日記
事）。

(75) 同上（11月26日記事）。

(76) 前掲「戦時日誌（第6特別陸戦隊） 大正3年12月1～31日」（12月25日記事）。

(77) 「施設経営2止 南洋占領諸島に関する覚書（2）」（前掲『大正3年～9年 大
正戦役 戦時書類 巻17 南洋群島関係2 施設経営2止』）。

(78) 「独領時代における群島の裁判制度は、第三審をもつて終審とし、最下級裁判

- 第3条 土人間及土人ト邦人若ハ外国人トノ間ノ關係ハ專ラ旧慣ニ依リ若シ旧慣明ナラサルトキハ土人ノ民情ヲ參酌シ帝国民法及法例ノ規定ヲ準用ス
- 第4条 邦人及外国人ノ關係ハ主トシテ帝国民法及法例ノ規定ヲ準用ス
- 第5条 民事ニ關スル土人ト邦人又ハ外国人トノ間ニ於ケル契約ハ凡テ當該民政区軍政庁ノ認可ヲ得ルヲ要シ軍政庁ノ登録ヲ經テ其ノ効力ヲ生スルモノトス但シ日常行ハルル小売取引ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第6条 既往ニ於テ成立セル事項ニ關シテハ前諸条ノ規定ニ關ラス從來ノ慣例ニ從フコトヲ得
- 第7条 刑事ハ凡テ軍律ニ依ル場合ノ除クノ外主トシテ從來慣行ノ刑律ニ依ル但シ邦人又ハ外国人ノ犯罪ニ對シテハ帝国刑法其ノ他刑事法令ノ規定ヲ準用スルヲ可トス
- 第8条 土人ニ關スル裁判ハ第一審ヲ以テ終審トシ第一審庁ノ各民政区軍政庁及其ノ分遣庁トス
- 第9条①邦人及外国人ニ關スル裁判ハ第二審ヲ以テ終審トス
 ②第一審庁ヲ各民政区軍政庁及其ノ分遣庁トシ第二審庁ヲ「トラツク」島防備隊司令部トス
 ③「トラツク」島ニ於テハ前諸項ノ規定ニ關ラス第二審庁ニ於テ始審ニシテ終審トシテ第一審ノ事ヲ掌ル
- 第10条 裁判官ハ第一審庁ニ於テハ各民政区守備隊長若ハ分遣セル部隊ノ長ヲ以テ之ニ補シ第二審庁ニ於テハ防備隊司令官、參謀一名及民政顧問ヲ以テ之ニ補シ司令官ヲ裁判長トス

所はヤップ、ヤルート及びサイパンの三か所にこれを設け、判事は島民から任用した。第二審裁判所はヤップに置き、前記下級裁判所の覆審をなし、その覆審に対する上告は、ニュー・ギニア総督に直隸する同地方裁判所においてこれを審理した（外務省編・前掲『外地法制誌第10卷 委任統治領南洋群島 前編』、129頁）。

臨時南洋群島防備隊は、南洋占領諸島施政方針に基づいて、裁判に関する法を制定した。1915年10月、軍罰処分会議の権限に属するものを除く、占領地内に居住する人民の民事・刑事事件について定める南洋群島刑事民事裁判令が、制定された⁽⁷⁹⁾。同法は、海軍統治期の南洋群島における、裁判に関する最も重要な法であった。

- 第1条 本令ハ占領地内ニ居住スル人民ノ刑事及民事ニ之ヲ適用ス但シ軍罰処分会議ノ権限ニ属スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第2条 第一審裁判庁ハ民政区軍政庁及其ノ分遣庁ニ之ヲ設ケ第二審裁判庁ハ防備隊司令部ニ之ヲ設ケ
- 第3条 裁判官ハ第一審庁ニ於テハ各民政区守備隊長及民政事務官又ハ分遣セル部隊長ヲ以テ之ニ充テ第二審庁ニ於テハ防備隊参謀長参謀一名及民政顧問一名ヲ以テ之ヲ充ツ
- 第4条 審理及裁判言渡ニハ書記ノ立会ヲ例トス書記ハ裁判官ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第5条 書記ハ防備隊司令官又ハ各民政区守備隊長若ハ分遣セル部隊長其ノ部下中ヨリ之ヲ命ス
- 第6条 裁判庁ノ審理ハ書面又ハ口頭トス
- 第7条 安寧秩序ヲ紊シ善良ノ風俗ヲ害シ又ハ生命身体ノ自由名誉財産ニ対シ侵害ヲ加ヘタル者ハ地方ノ法規慣習及帝国刑事法規ヲ参酌シテ之ヲ処分ス
- 第8条 裁判官ハ事実審明ノ為必要ナル処分ヲ為スコトヲ得
- 第9条 裁判官審理ヲ終リタルトキハ判決ヲ為スヘシ
- 第10条①死刑又ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処シタル第一審裁判庁ノ判決ニ対シ被告人ハ三月以内ニ第二審裁判庁ノ覆審ヲ求ムルコトヲ得

(79) 「南洋群島刑事民事裁判令の制定」(防衛省防衛研究所蔵『大正3年～9年大正戦役 戦時書類 巻223 戦時執務参考書に関する件』、JACAR: Ref. C10128518800)。

②覆審ノ請求ハ原審庁ニ之ヲ為スヘシ

第11条 死刑ノ判決ハ司令官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ宣告スルコトヲ得ス

第12条 民事ノ裁判ハ地方ノ法規慣習及帝国民事法規ヲ参酌シテ之ヲ行フ

第13条 裁判官ハ裁判ノ為必要ナル証拠調其ノ他ノ処分ヲ為スコトヲ得

第14条①裁判官ハ判決ニ先チ和解ヲ試ムヘシ

②和解成立シタルトキハ裁判官ハ書記ヲシテ和解調書ヲ作成セシム

③前項ノ和解ハ判決ト同一ノ効力ヲ有ス

第15条①判決ニ対シテハ当事者ハ十日以内ニ第二審裁判庁ニ覆審ヲ求ムルコトヲ得

②覆審ノ請求ハ原審庁ニ之ヲ為スヘシ

第16条①判決ハ執行吏之ヲ執行ス

②執行吏ハ第五条ニ定メタル諸官部下中ヨリ之ヲ命ス

軍罰処分会議の権限以外の民・刑事事件を担当する「裁判庁」は、守備隊長及び民政事務官、又は分遣隊部隊長が裁判官を務める第一審裁判庁が、民政区軍政と分遣庁に、防備隊参謀長と民政顧問が裁判官を務める第二審裁判庁が、防備隊司令部に置かれた（第2条、第3条）。二審制の採用は、南洋占領諸島施政方針が定めるところであったが、裁判令では、現地住民に対しても覆審が認められている。刑事に関しては、永田憲史氏が指摘するように、実体規定が存在していない。「安寧秩序ヲ紊シ善良ノ風俗ヲ害シ又ハ生命身体ノ自由名譽財産ニ対シ侵害ヲ加ヘタル者地方ノ法規慣習及帝国刑事法規ヲ参酌シテ之ヲ処分ス」（第7条）という、「⁽⁸⁰⁾概括的で包括的なもの」が置かれているのみである。ただし、南洋占領諸島施政方針が、第7条において、「刑事ハ（中略）主トシテ従来慣行ノ刑律ニ依ル但シ邦人又ハ外国人ノ犯罪ニ対シテハ帝国刑法其ノ他刑事法令ノ規定ヲ準用スルヲ可トス」と定めていることから、これに従って

(80) 永田・前掲「南洋群島の刑事司法制度」、7頁。

処理されたものと推測される〔1923（大正12）年1月の南洋群島裁判事務取扱令第1条は、南洋群島の刑事事件において、刑法が依用されることを定めた〕。一方、民事に関しては、占領統治（軍政）下でよく見られるように、和解が勧奨された（第14条1項）。実際、同令の下では、民事事件は「調停ニ依リテ和解スルヲ常⁽⁸¹⁾」であったという。

南洋占領諸島施政方針第5条に基づいて制定されたと見られるのが、1916（大正5）年1月20日の「島民ノ土地及島民ト締結スル契約ニ関スル件」である。同令は、島民の土地に関する売買譲渡、又は担保の目的に供する契約の締結を禁止し（第1条）、それ以外の臣民・外国人と島民との契約については、軍政庁の認可を受け登録を受けることを効力発生要件とした（第2条1項）。なお、第2条に関しては、同24日に各守備隊長宛参謀長通牒（臨南防第31号ノ2）が発せられた。通牒は、「認可ヲ与フルニ際シテハ当事者タル島民カ果シテ契約ノ各条項ヲ理解且承諾セルヤ否等詳細調査ヲ遂ケ当事者双方ヲシテ可成後日ノ紛議ヲ来ササル様留意」することを注意し、「廣大ナル面積ヲ有スル土地ノ賃借等事重大ニ属スルモノハ予メ経伺相成ヘク」ことを命じた。同令について、『外地法制誌』は、「島民の経済的・法律的知識の欠如から生ずる虞れのある不足の損害を予防せんとする趣旨⁽⁸²⁾」から制定されたと説明するが、占領統治（軍政）を行う海軍による土地管理が、目的だったのではないかと思われる。

第1条 官以外ノ者ハ島民ノ土地ニ関シ売買譲渡又ハ担保ノ目的ニ供スル契約ヲ締結スルコトヲ得ス

第2条①邦人又ハ外国人ト島民間ニ於ケル前条以外ノ契約ハ当該軍政庁ノ認可ヲ受ケ 登録ヲ経ルニアラサレハ其ノ効力ヲ生セス但シ日常ノ小取引又ハ一箇年以内ノ雇用契約ハ此限ニアラス

(81) 「臨時南洋群島防備隊民政部公報（大正8年）（2）」（防衛省防衛研究所蔵『大正3年～9年 大正戦役戦時書類附属15 南洋群島関係14 海軍大臣官房記録』、JACAR:Ref:C10128578000）。

(82) 外務省編・前掲『外地法制誌第10巻 委任統治領南洋群島 前編』、144頁。

②前項当該軍政庁トハ土地ノ契約ニ付テハ土地ヲ管轄スル其他ノ契約ニ付テハ島民ノ住所ヲ管轄スル軍政庁ヲ謂フ

裁判に関する法としては、1916年6月に、南洋群島警察犯処罰令が制定された。同令は、軍政庁長（守備隊長）が、地方の法規旧慣又は内地法令により警察犯と認められる違反行為を行った者に対し、拘留、科料又は一ヶ月未満の勞役⁽⁸³⁾を科すことができると定めるとともに（第1条）、その権限の一部を総村長又は村長に委任することを認めた（第2条）。同令制定の理由は、制定同日に発せられた各守備隊長宛副官通牒（臨南防機密第109号）で、以下のように述べられている。

従来民事又ハ刑事事件ニシテ正式ノ手續ヲ経ス即決ノ形式ヲ用ヒラルル向アルヤニ聞及候処本郡島ニ於テハ即決ヲ認メラレタル政令無之ニ付而今民

(83) ミクロネシア連邦の一部の州やマーシャル諸島共和国では、現在でも労働を主たる内容とする刑事制裁が見られるという（永田憲史「マーシャル諸島共和国の刑事制裁」『関西大学法学論集』第57巻5号、2008年、59～60頁、同「ミクロネシア連邦の刑事制裁」『関西大学法学論集』第58巻3号、2008年、62頁）。これについて永田氏は、「こうした刑事制裁は、日本の支配・統治時代からさらに継がれたものであると考えられる」と指摘している（永田・同上「南洋群島の刑事司法制度」、7頁）。ちなみに、刑事制裁としての「労役」は、「もともとミクロネシア地域に存在する刑事制裁であって、ドイツ占領時にも利用されて」（永田・同上、6頁）いた（「諸情報（1）」防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類 巻25 南洋群島関係10 諸情報』、JACAR：Ref.C10128145500）。ただし、膠州湾租借地（青島）でも、青島守備軍刑事処分令（1915年青島守備軍軍令第7号）で、「労役」刑が規定されている。

第6条①罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ労役又ハ笞ニ換フルコトヲ得

②罰金ヲ労役ニ換フルトキハ五十銭ヲ一日ニ、笞ニ換フルトキハ一円ヲ笞五ニ換算シ其五十銭又ハ一円ニ満タサルモノト雖モ亦同ストス

③若シ右換刑処分執行中本人又ハ其親族ヨリ罰金ヲ納付シタルトキハ前項ノ割合ニ從ヒ其金額ニ相当スル労役日数又ハ笞数ヲ控除ス

第7条 労役ハ一年以下ノ雑役ニ服セシム

事及刑事裁判令ニ依リ裁判可相成但シ旧慣上警察犯ト認メラレタルモノニ
 対シテハ今回発令ノ南洋群島警察犯処罰令ニ依リ処罰セラルヘク⁽⁸⁴⁾

通牒は、民・刑事事件について、正式の手続を経ずに即決処分が行われている現状を問題視し、旧慣上警察犯と認められるもの以外は、南洋群島刑事民事裁判令に基づいて裁判を行うよう求めている。「一事件ノ審理ニ数十日ヲ費シ之カタメ多数ノ関係者ヲシテ軍政庁所在地ニ於ケル長時日ノ滞泊ニ多額ノ失費ヲ負ハシメ」⁽⁸⁵⁾るなど、裁判手続の「煩雑さ」を批判する指摘が資料上に見られることから、これが、裁判手続が取られなかった一因ではないかと考える。

先の、1916年6月の各守備隊長宛副官通牒によれば、南洋群島警察犯処罰令制定以前には、警察犯に即決処分を下す法的根拠は、存在しなかった[ただし、先に紹介した南遣支隊時代のパラウ民政区民政準則（1914年11月）は、6日間の道路埠頭修築への使役を「科罰」することができる、酋長の「科罰権限」を定めている]⁽⁸⁶⁾。しかし、実際には、従前にしたがって、「島民犯罪中内地警察犯処罰令ニ相当スル範囲ノモノハ旧慣ニ従ヒ各地酋長ヲシテ便宜処分セシメ」⁽⁸⁷⁾られていた。南洋群島警察犯処罰令は、こうした現状を追認する一方、総村長や村長による即決処分の範囲に制限を加えたものといえよう。このことは、⁽⁸⁸⁾

(84) 「公報第7号 大正5年7月3日」（防衛省防衛研究所所蔵『大正4年 大正5年臨時南洋防備隊公報綴 2』、JACAR：Ref.C10080213700）。

(85) 「行政関係1（1）」（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類 巻18 南洋群島関係3 行政関係1』、JACAR：Ref.C10128133200）。

(86) 前掲「諸情報（1）」。ドイツ保護領時代のポナペにおいては、酋長は、正当な命令への不従順又は長者に対する不敬、偽証、理由なく令違に悖ること、若しくは流言蜚語、侮辱又は信教上の理由による決闘、軽微な傷害、姦通、誘拐姦通、窃盗について、知事より労役刑を科すことを委任されていた（南薫「南洋の新領土」『国際法外交雑誌』第17巻2号、1918年、117頁）。

(87) 前掲「防備隊現況概要報告（1）」。

(88) 南洋群島警察犯処罰令第2条により、パラオ、トラック、ポナペの各軍政庁とも、「警察犯ト認メラレタル違反行為」の内容を明示したうえで、総村長や村長に権限の委任を行った（南洋庁長官官房編『南洋庁施政十年史』、1932年、

南洋群島警察犯処罰令と同日に、「裁判及処罰事件報告ノ件」（臨南防機密第110号）と「裁判及処罰事件ノ件」（同第110号ノ2）が制定され、裁判及び警察犯即決処分について、報告未済分を含めて詳細を報告するよう求めていることからわかる。なお、南洋庁設置後に、「支庁長から委任されて警察犯の処罰権を有する者は次第に減少し、後にはトラック支庁管内の離島の一部に見ら

213～217頁)。ただし、同書が、トラックにおける村長への委任の根拠として挙げているのは、南洋群島警察犯処罰令制定以前の、1915年12月の「トラック軍政庁第五号第三条及第四条 村長服務心得」である(同214頁)。ちなみに、南遣支隊時代のパラウ行政区民政準則(1914年11月)第20条に定められた酋長が「科罰権限」を有する軽罪と、1916年5月のパラオ軍政庁管内の総村長並びに村長に委任された内容を比較とすると、以下の通りになる。

パラウ行政区民政準則	1916年10月司令官認可委任事項
一 酋長ノ發シタル正当ノ命令ヲ遵奉セサル場合	一、椰子樹の害虫駆除を励行せざること
二 酋長ニ対シ礼讓ヲ失ヒ或ハ野卑ノ挙動ヲナシタル場合	二、出生、死亡、其他転居等の届出を怠りたるもの
三 村落ノ所有物ヲ害ヲ加エタル場合	三、故なく人の住居せざる建造物及船舶に潜伏したる者
四 一般ノ風習ニ悖ル行動ヲ敢テセシ場合	四、一定の住居又は職業なくして諸方を徘徊したる者
五 他人ノ微細ナル物品ヲ窃取セル場合	五、軍政庁より發したる訓達を村長の伝達を受け遵守せざる者
	六、アモルの饗宴等許可なくして為したるもの
	七、官庁の許可なくして舞踏を為したるもの
	八、田畑等開墾の為火入をなし其火入区域外に延焼せしめ防火せざる者
	九、一般婦女子に対し猥褻に渉る行為を為したる者
	一〇、道路其他村界官有地標識を撤去したる者
	一一、航路標識等を撤去したるもの(千九百十九年1月追加)

れるにすぎなくなった⁽⁸⁹⁾』という。裁判機構の整備が、大きな理由であろう。

残念ながら、現時点では筆者は、臨時南洋群島防備隊時代の裁判に関する報告書類を見つけることができておらず、刑事裁判について、僅かに以下の7件の概要を知るのみである（【表XI】⁽⁹⁰⁾）。一方、警察犯については、1916年度に33件、1917（大正6）年度に145件、1918（大正7）年に52件、1919（大正8）年に410件の処罰が、報告されている。1919年に件数が急増したのは、「サイパン島ノ野鼠駆除規則違反者ノ多カリシト敵国人財産ノ取締清潔法ノ励行ヲ厳ニシタル等ニ依ル一時的現象」⁽⁹¹⁾であると述べられている。

【表XI】 臨時南洋群島防備隊統治期の刑事裁判

行政区	罪名	処罰者数(出身)	刑罰
トラック	騒擾罪	56名(現地)	懲役1年4ヶ月(1名)、労役45日(55名)
トラック	騒擾罪	3名(現地)	懲役1年2ヶ月(2名)、懲役4月(1名)
トラック	賭博罪	2名(内地)	罰金30円(2名)
サイパン	暴行及脅迫罪	3名(朝鮮)	懲役1ヶ月(3名)
ヤップ	住居侵入罪	3名(内地)	罰金5円(3名)
ポナベ	営業規則違反	1名(内地)	罰金100円(1名)
ポナベ	騒擾罪	32名 (内地・朝鮮)	懲役8ヶ月(4名)、懲役4ヶ月(5名)、 懲役2ヶ月(6名)、懲役1ヶ月(1名)、 罰金100円(1名)、罰金30円(6名)、 罰金20円(9名)。

(89) 外務省編・前掲『外地法制誌第10巻 委任統治領南洋群島 前編』、142頁。

(90) 作成にあたっては、「防備隊現況概要報告(4)」(防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類 巻27 南洋群島関係12 諸報告2』、JACAR: Ref.C10128150400)、「南洋クサイ事件関係者退島の件」防衛省防衛研究所所蔵『大正9年 公文備考 巻121 外交及騒乱 外国人』、JACAR: Ref.C08021703200)、「クサイ(島)事件」(防衛省防衛研究所所蔵『大正9年 公文備考 巻123 変災 災害2止』、JACAR: Ref.C08021707500)を参照。

(91) 「臨時南洋群島防備隊民政部公報(大正8年)(5)」(前掲『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類附属15 南洋群島関係14 海軍大臣官房記録』)。

1919年6月、南洋群島刑事民事裁判令が改正された。これは、先に紹介した、「文官による『民政』」に向けての改革（1918年7月の民政部と民政署の設置、1919年5月の文官の民政署長任命）に伴うものである。第一審裁判庁が民政署に、第二審裁判庁が民政部に設けられ（第2条）、前者の裁判官は民政署長が、後者の裁判官は民政部事務官が務めることになった（第3条）。なお、5月10日に定められた臨時南洋群島防備隊民政部事務分掌規程により、「裁判ニ関スル事項」は、警務課法務係が掌ることになった（第2条）。

1920（大正9）年4月20日、南洋群島刑事民事裁判令が、再び改正された。中心となる点は、覆審を求めることができる範囲の拡大である（第10条1項）。従来、死刑又は3年以上の懲役・禁錮の宣告に対して、覆審が認められていたのが、死刑、禁錮若しくは懲役、50円以上の罰金の宣告に改められ、その範囲が、大幅に拡大された。ただし、「島民」については、500円以上の罰金又は2年以上の禁錮、懲役若しくは死刑の宣告に対して認められるとされた。改正の理由は、「群島内へ移住スル者年月ノ経過ト共ニ其数ヲ増加セルヲ以テ裁判事務ノ取扱ニ至リテモ一層鄭重ナラシムルノ必要ヲ認め⁽⁹²⁾」たためであると述べられている。日本からの移住者が増加するに伴い、内地の制度に近づける方向での裁判制度の改革が行われたのである。

南洋庁法院（パラオの高等法院と、サイパン、パラオ、ポナペの地方法院の二審制）と検事局が設置された後、1922（大正11）年3月に、「朝鮮、台湾、関東州ノ司法官ノ任用規程ヲ參酌シ南洋庁ノ判事及検事モ亦裁判所構成法ニ依リ判事又ハ検事タル資格ヲ有スル者ニ限⁽⁹³⁾」ることを内容とする、「南洋庁ノ判事及検事任用ノ件」が制定された。南洋庁に採用された判・検事はともに、在

(92) 「臨時南洋群島防備隊民政部公報（大正9年）（2）」（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類附属14 南洋群島関係13 海軍大臣官房記録』、JACAR : Ref.C10128577200）。

(93) 国立公文書館所蔵『枢密院会議議事録』第28巻（東京大学出版会、1986年）112頁。

職期間が非常に長い点が注目される。⁽⁹⁴⁾なお、委任統治領である南洋群島には憲法が施行されないため、南洋群島の裁判所は、憲法第57条が定める「裁判所」ではない。したがって、「南洋庁長官は裁判官に対し、その身分上職務上の監督をしているものであつて、三権分立とか司法権の独立なる現象は南洋群島には見られない」⁽⁹⁵⁾のである。なお、弁護士については、1923（大正12）年1月

- (94) 各年度の『職員録』、『南洋庁職員録』、『司法部職員録』に掲載されている判・検事の在職状況は、以下の通りである。

官	職	氏名
判事	南洋庁高等法院長	①松野祐裔（大正12年～昭和8年）、②石川音次（昭和9年～15年）、③中村武（昭和16年～19年）
	サイパン地方法院長	①奥津一郎（大正12年～昭和2年）、②牧野三好（昭和3年～6年）、③柳田太郎（昭和7年～19年）
	パラオ地方法院長	①石川音次（大正12年～13年）、②松野祐裔（大正14年～昭和8年）、③石川音次（昭和9年～15年）、④中村武（昭和16年～19年）
	ポナベ地方法院長	①柳田太郎（大正12年～昭和6年）、②牧野三好（昭和7年～11年）、③奥野彦六郎（昭和12年～15年）、④大森戒三（昭和16年～19年）
検事	南洋庁高等法院検事	①江崎政行（大正12年～昭和16年）、②吉永廣衛（昭和17年～19年）
	サイパン地方法院検事	①江崎政行（大正12年～昭和6年）、②吉永廣衛（昭和7年～17年）、③内田保次（昭和18～19年）
	パラオ地方法院検事	①江崎政行（大正12年～昭和16年）、②吉永廣衛（昭和17年～19年）
	ポナベ地方法院検事	①江崎政行（大正12年～昭和16年）、②吉永廣衛（昭和17年～19年）

最も長期間勤務した柳田太郎は、1888年に兵庫県姫路市に生まれ、1917年に東京帝国大学法科大学を卒業後、宇都宮地方裁判所検事、同判事、新潟地方裁判所判事、樺太庁判事を経て、1922年に南洋庁に採用された（大嶺雪夫ほか『躍進南洋サイパンの全貌』、南洋事情通信社、1941年、138頁）。なお、1933年7月に矢内原忠雄と面会したサイパン地方法院長の柳田は、「島民は日本の統治と独逸の統治とを比較して、日本の方が島民の人格を重んじ公平であるが、規則の多いのには困る。彼等は何故そんなに規則が多くあるかを理解しない」と述べたという（矢内原忠雄「南洋群島旅行日記」『矢内原忠雄全集第3巻 植民政策研究Ⅲ』、岩波書店、1963年、419頁）。

- (95) 外務省編・前掲『外地法制誌第10巻 委任統治領南洋群島 前編』、138頁。

の南洋群島裁判事務取扱令第12条により、「弁護士ニ非サル者」が、弁護士に代わり、訴訟承継人、訴訟代理人、又は弁護人となることが認められた。南洋庁最高法院長を務めた石川音次によれば、「重大な犯罪になつて来ますと、島民から信頼を受けて居ります日本人を使ふ。それに弁護を命じましてやらせて居ります。沖縄県でも、日本語になれない方がちよいゝありまして、さういふのがやはり同県人の官吏の方なんかには弁護を頼んでやつて居ります⁽⁹⁶⁾」という状況だったという。【表Ⅺ】は、以上の裁判制度の変遷をまとめたものである。

【表Ⅺ】 南洋群島における裁判制度の変遷

南洋群島刑事民事裁判令 (1915年10月)	①機構	第一審裁判庁、第二審裁判庁の二審制
	②裁判官	・ 第一審裁判庁：民政部守備隊長、民政事務官、分遣隊部隊長 ・ 第二審裁判庁：防備隊参謀長、参謀、民政顧問
	③覆審	死刑、3年以上の懲役又は禁錮の判決
同改正（1919年6月）	②裁判官	・ 第一審裁判庁：民政部事務官 ・ 第二審裁判庁：民政署長
同改正（1920年4月）	③覆審	・ 「島民」以外…死刑、禁錮又は懲役、50円以上の罰金の判決 ・ 「島民」…死刑、2年以上の懲役又は禁錮、500円以上の罰金の判決
南洋群島裁判令 (1922年3月)	①機構	地方法院、高等法院の二審制
	②裁判官	内地判事資格保持者（1922年3月、「南洋庁ノ判事及検事任用ノ件」）
	③覆審	制限なし

最後に、海軍占領期の刑事裁判統計を紹介する。【表ⅩⅢ】では、1916年度から1921年度までに刑法上の罪を犯した者の数を示した。ただし、1920年度

(96) 石川音次述「南洋群島に於ける島民を対象とする司法警察に就いて」（南洋経済研究所出版部、1944年）18頁。

は、下半期（臣民の犯罪者数は不記載）、1921年度は、上半期しか統計を見つ
けることができなかった。なお、括弧内の数字は、犯罪者中の臣民（内地・朝
鮮出身者）の数である。

【表XⅢ】刑事裁判統計⁽⁹⁷⁾

	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年	計
公務執行妨害	5	1	0	0	0	0	6
逃走	0	0	0	1	0	0	1
騒擾	0	56	3	19 (19)	0	0	78 (19)
放火	1	0	2	0	0	0	3
失火	0	0	0	2 (1)	1	1	4 (1)
住居侵入	0	1	6	0	0	1	8
誣告	0	8	0	0	0	0	8
猥褻・姦淫・強姦	0	45	12	0	3	0	60
姦通	16	0	23	20 (2)	10	4	73 (2)
重婚	0	0	0	0	2	0	2
賭博	23	52	13 (5)	37 (37)	25	4 (4)	154 (46)
瀆職	0	3	0	0	0	0	3
殺人	1	1	0	0	0	0	2
傷害	13 (1)	14 (6)	8 (1)	38 (30)	1	8 (5)	82 (43)
傷害致死	1	0	0	0	0	0	1
暴行及脅迫	0	3	7	8 (7)	0	0	18 (7)
過失致死	0	0	0	0	2	0	2
過失傷害	0	0	0	1	0	0	1
窃盜	46	43	26	37 (10)	25	29 (9)	206 (19)
強盜	0	0	1	0	0	0	1
詐欺	0	15	0	1	2	1 (1)	19 (1)
横領	8	4	8	5	2	1	28
贓物	0	5	1	5 (1)	1	2 (2)	13 (3)

(97) 各年の『臨時南洋群島防備隊現況概要』をもとに作成。

(建造物) 毀棄	0	4	1	1	0	0	6
計	114 (1)	255 (6)	111 (6)	175 (107)	74	51 (21)	780 (141)

現地住民の犯罪で平均して多いのは、性犯罪、傷害罪、窃盗罪である。臨時南洋群島防備隊は、この現地住民の犯罪傾向を「島民ノ智識低級ナルト天恵ニ富メルトハ島民間ニ於ケル生存競争激甚ナラス従ツテ複雑ナル犯罪事件ハ殆ント皆無ニシテ简单ナル窃盗罪、姦通罪等其ノ主ナルモノニ属ス⁽⁹⁸⁾」と評価している。そのほかにも、ドイツ時代に「買収」された土地を、臨時南洋群島防備隊が内地人企業家に貸下したことに不満を持った住民による騒擾事件が、1917年（「モートロック事件」）と1918年（「エンダービー事件」）に起きている⁽⁹⁹⁾。

一方、臣民による犯罪は、年々増加傾向したが、その背景に移住者の増加があった（現地住民の人口は、臨時南洋群島防備隊統治下で大体48,000人程度で推移したが、臣民の人口は、1915年の220名が1921年には2,651人に増加した⁽¹⁰⁰⁾）。臨時南洋群島防備隊も、「邦人ノ入島スル者漸次其ノ数ヲ増加シ賭博窃盗、詐欺等ノ犯罪事件増加ノ傾向アルハ遺憾トスルトコロナリ⁽¹⁰¹⁾」と述べている。また南洋拓殖工業や西村拓殖において労働争議が生じるなど、開発に伴う労働

(98) 前掲「臨時南洋群島防備隊民政部公報（大正8年）(5)」。

(99) 「雑件（1）」（防衛省防衛研究所編『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類 巻54 南洋群島関係39』、JACAR：Ref.C10128196600）。

(100) 今泉・前掲「日本の軍政期南洋群島統治（1914-22）」、1頁【表1】。

(101) 「臨時南洋群島防備隊民政部公報（大正10年）(5)」（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類附属16 南洋群島関係15 海軍大臣官房記録』、JACAR：Ref.C10128579100）。

問題が、「将来一段ノ考慮ヲ用ヒン⁽¹⁰²⁾」と問題視されるようになった。⁽¹⁰³⁾

むすびにかえて

本稿では、1914（大正3）年から1922（大正11）年までの海軍占領期の南洋群島の法を紹介した。本論で明らかにしたことをまとめ、むすびにかえたい。

1点目は、1914年10月の占領直後から、12月に臨時南洋群島防備隊が設置されるまで統治を担当した南遣支隊の法を明らかにしたことである。本論で紹介したのは、「軍政」法である軍律及び軍罰処分規則、そして、パラオ諸島とヤップ島を統治した第二南遣支隊の「民政」法であるパラウ行政区民政準則及びパラウ行政区刑令である。

軍律及び軍罰処分規則は、おそらく海軍司法部により起草され、その後、第一・第二南遣支隊司令官の名をもって発布された。その主たる内容は、「帝国海軍ノ軍事行動ヲ阻害シタル者」に対し、各陸戦隊に置く軍罰処分会議における審理を経て、「死」を原則とする「軍罰」を科すことにあった。南遣支隊が

(102) 「臨時南洋群島防備隊民政部公報（大正11年）（1）」（防衛省防衛研究所所蔵『大正3年～9年 大正戦役 戦時書類附属17 南洋群島関係16止 海軍大臣官房記録』、JACAR：Ref:C10128579600）。例えば、1918年11月には、以下の各民政署長宛民政部長通牒（「邦人労働者ノ保護取締ノ件」）が発せられている。

近時企業ノ発展ニ伴ヒ内地人及朝鮮人ノ移民ヲ募集シ之ヲ使役スル者漸ク多ク今後益々増加ノ趨勢ニ有之候処此等多数ノ労働者中募集者ノ甘言巧辞ニ乗セラレ誇大又ハ虚偽ノ事実ヲ妄信シテ軽々渡航シ着島後予想ニ反セル事実ニ遭遇シ自然自暴自棄ニ陥リ又ハ徒党ヲ糾合シテ不穩ノ行動ニ出テ若ハ疾病傷痕ニ罹リ帰国セントスルモ余財無ク之カ為メ邦人ノ威信ヲ失シ引テ累ヲ官憲ニ及ホス者往々有之施政上遺憾不尠ニ付不日相当取締規則発令相成筈ニ有之候条此等労働者ノ雇傭干係ニ付キテハ篤ト契約ノ内容ヲ調査シ不備ノモノハ適宜更生セシメ且ツ契約ノ履行使役ノ状況等ヲ監督シ之カ保護取締上慰勞無キヲ期セラレ度

(103) このときの予想通り、南洋庁統治期には、労働争議が次々に発生した。これについては、今泉裕美子『『南洋群島』をめぐる人々（6～9）』『東京』第185号～第188号（1998～1999年）を参照。

統治を担っていた期間は非常に短かったものの、臨時南洋群島防備隊が「軍政」法を制定した記録は見つからないことから、軍律と軍罰処分規則は、第一・第二南遣支隊司令官による令達の襲用を定める1914年12月の「臨南防機密第4号ノ2」により、臨時南洋群島防備隊の統治期にも効力を有していた可能性がある。なお、臨時南洋群島防備隊時代には、「軍政」法違反により処罰された者は、「皆無」だったと報告されている。海軍統治期の南洋群島においては、「軍政」法は、ほとんど用いられなかったと見られる。

パラウ民政区刑令の起草者は不明であるが、制定にあたっては、在留臣民が評議員を務める民政評議会での審議を経た可能性が高い。その内容は、1907（明治40）年4月制定の刑法の第2編「罪」の一部を参照したものであったが、全体的に見て、刑令の方が、刑法に比べて刑罰が軽く設定されていた。また、現地慣習に基づき、姦通罪を犯した婦女への刑罰として、「斬髮」を定めた。なお、法文は確認できなかったものの、ヤップ島でも刑令は制定されたようである。

本論ではまた、1914年12月から1922年3月まで統治を担当した臨時南洋群島防備隊が制定した「民政」法の紹介も行った。特に、1915（大正4）年10月の「臨時南洋群島防備隊民政令公布式」以降に制定された62の民政令については、その一覧を示した。海軍による占領統治（軍政）においても、法は、人民支配のために大いに用いられたのである。

裁判に関する基本法といえるのが、1915年10月の南洋群島刑事民事裁判令である。1915年1月の南洋占領諸島施政方針に基づき、南洋群島刑事民事裁判令のもとで、軍罰処分会議の権限以外の民・刑事事件を担当する二審制の裁判庁が設置された。その後、同令は、2度にわたり改正〔1919（大正8）年6月、1920（大正9）年4月〕され、内地の制度に近づける方向での裁判制度の改革が行われた。しかし、1922年に南洋庁法院が開設されるまで、内地の司法官資格保持者が裁判を担当することはなかった。さらに、南洋庁統治期においても、南洋群島には弁護士は在住していなかったようであり、そのため、刑事事件においては、非弁護士が弁護人を務めた。

「はじめ」で述べたように、本稿は、日本統治下の南洋群島（1914～1945）

の法について論じるための出発点として、海軍統治期の法を取り上げたものである。次稿では、南洋庁統治期の法について論じる予定であるが、同時に、海軍占領期の南洋群島の法の「もう一つの顔」であった占領統治（軍政）法についても、今後、調査を進めていきたい。これまで日本近代法制史では、明治国家による戦争または類似行為において、法がどのような役割を果たしてきたのかが、あまり議論されてこなかったように思われる。⁽¹⁰⁴⁾しかし実際には、本稿で取り上げた南洋群島のような、戦闘地域あるいは占領地に限ってみても、膨大な法が制定され、また、多くの法律家が、その運用のために活動していたのである。⁽¹⁰⁵⁾周知のごとく明治国家は、多くの「戦争」を行い、その期間は、国家存立中の多くを占めた。それゆえ、「戦争と法」というテーマもまた、明治国家の法を語るうえでは、欠かせないものであると考えられるのである。

【附記Ⅰ】

南洋群島統治に関し、樋口和佳子先生よりご丁寧なご指導を賜りました。また、資料の閲覧に関して、一般社団法人太平洋協会の芳賀達也先生に大変お世話になりました。両先生に心よりお礼申し上げます。

【附記Ⅱ】

本研究は、JSPS 科研費（16K13314）の助成を受けたものである。

(104) こうした観点から、若手研究者を中心に著したのが、小野博司＝出口雄一＝松本尚子編『戦時体制と法学者 1931～1952』（国際書院、2016年）である。

(105) 伊藤孝夫「日本現代法史における戦時法研究の位置」小野ほか編・同上、140～141頁。